

令和5年度(2023年度)吹田市文化財保護審議会次第

1 日時 令和6年(2024年)1月31日(水) 午前10時～12時

2 場所 吹田さんくす3番館5階 第1会議室

3 次第

(1) 開会のあいさつ

(2) 委員紹介

(3) 職員紹介

(4) 議長及び副議長の選出

(5) [報告案件]

ア 市内所在文化財の指定・登録について(資料3～5)

イ 市内の指定・登録文化財に関するアンケート調査について(資料6～9)

ウ 旧中西家住宅保存活用計画について(資料10)

エ 文化財保護事業の業務報告について

(ア) 旧西尾家住宅の大規模修繕について(資料11)

(イ) 遺跡地図の電子化について(資料12)

(ウ) その他(資料13)

(6) 閉会のあいさつ

資料リスト一覧

資料 1	吹田市文化財保護審議会委員名簿	1 P
資料 2	吹田市文化財保護審議会規則	2 P
資料 3	吹田市指定・登録等文化財一覧	3 P
資料 4	指定・登録文化財等一覧(平成 27 年度以降)	7 P
資料 5-1	国指定重要文化財 大阪府野中古墳出土品一括	8 P
資料 5-2	重要文化財(建造物)の追加指定 旧西尾家住宅 外堀、内堀	9 P
資料 5-3	国重要無形文化財(芸能の部)歌舞伎脇役 片岡彦人(片岡秀太郎)	10 P
資料 5-4	国登録有形文化財(建造物)山本家住宅	11 P
資料 5-5	国登録有形文化財(建造物)永井家主屋、土蔵	13 P
資料 5-6	国登録有形文化財(建造物)太陽の塔	15 P
資料 5-7	大阪府指定有形文化財(建造物)関西大学簡文館	17 P
資料 6	吹田市内の指定・登録文化財に関するアンケート調査の概要について	20 P
資料 7	アンケート集計結果	22 P
資料 8-1	有形文化財 集計結果	24 P
資料 8-2	無形文化財 集計結果	29 P
資料 8-3	有形民俗文化財 集計結果	30 P
資料 8-4	無形民俗文化財 集計結果	34 P
資料 9	アンケート集計総括	37 P
資料 10	旧中西家住宅保存活用計画概要版	39 P
資料 11	重文 旧西尾家住宅の保存修理事業について	46 P
資料 12	遺跡地図等のデータ管理及びWEB公開について	47 P
資料 13	文化財保護事業について(平成 27 年度～令和 4 年度)	48 P

吹田市文化財保護審議会委員名簿

令和6年(2024年)1月31日現在

氏名	区分	専門分野	職業等
いのうえ かずとし 井上 一稔	学識経験者	仏教美術史	同志社大学教授
いのうえ ちから 井上 主税	学識経験者	考古	関西大学教授
うおしま じゅんいち 魚島 純一	学識経験者	保存科学	奈良大学教授
おおうえ なおき 大上 直樹	学識経験者	日本建築技術史	京都美術工芸大学特任教授
かわばた きよし 川端 清司	学識経験者	地史	大阪市立自然史博物館館長
にしお よしみ 西尾 嘉美	学識経験者	民俗	日本民俗建築学会理事
はらだ まさとし 原田 正俊	学識経験者	歴史・中世文書	関西大学教授
ふくだ たまみ 福田 珠己	学識経験者	文化地理	大阪公立大学教授
ふじおか ゆたか 藤岡 穰	学識経験者	日本美術史	大阪大学大学院教授
むらた みちひと 村田 路人	学識経験者	日本近世史	神戸女子大学教授

(五十音順、敬称略)

合計10名

吹田市文化財保護審議会規則

平成9年9月29日教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市文化財保護条例（平成9年吹田市条例第8号）第50条第6項の規定に基づき吹田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、文化財に関する知識及び経験を有する者のうちから吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、教育委員会が必要と認める特別の事項についてのみ議事に参与する。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱するものとする。

(議長)

第4条 審議会に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、議長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に参与する臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、地域教育部文化財保護課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて議長が定める。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

吹田市指定・登録等文化財一覧

国指定文化財 9 件

令和 5 年(2023年) 4 月 1 日現在

	種別	名称	指定年月日	所在地 (所有者又は保管者等)	備考	種別	員数
1	史跡	吉志部瓦窯跡	S46(1971). 6. 23	岸部北 4 (吉志部神社・吹田市)	平安時代	記念物	1 群
2	史跡	七尾瓦窯跡	S55(1980). 3. 24	岸部北 5 (吹田市、他)	奈良時代	記念物	1 群
3	重要文化財	石枕	S36(1961). 2. 17	山手町 3 (関西大学)	古墳時代 天理市柳本町 出土(蛇紋岩 製)	美術工芸品	1 個
4	重要文化財	河内国府遺跡出土品 石製けつ状耳飾 石製丸玉 縄文式鉢形土器 高杯形土器 籠形土器残欠 銅鏃 附土器残欠	S39(1964). 5. 26	山手町 3 (関西大学)	縄文・弥生 時代 藤井寺市 国府出土	美術工芸品	21 個
5	重要文化財	旧西尾家住宅 7 棟 主屋 積翠庵 離れ西棟 離れ東棟 戌亥土蔵 戌亥角土蔵 米蔵 土地	H21(2009). 12. 8	内本町 2 (国、管理団体 吹田市)	江戸・明治 時代	建造物	7 棟
		外塀 内塀	R元(2019). 9. 30				
6	重要文化財	野中古墳出土品 鉄製品ほか	H27(2015). 9. 4	山田丘 (大阪大学)	藤井寺市 野中出土	美術工芸品	322 点
7	重要有形民俗 文化財	おしらさまコレク ション	S30(1955). 2. 3	千里万博公園 (国立民族学博物館保管)		民俗文化財	33 体
8	重要有形民俗 文化財	背負運搬具コレク ション	S30(1955). 2. 3	千里万博公園 (国立民族学博物館保管)		民俗文化財	62 点
9	重要無形 文化財	能囃子方太鼓	H26(2014). 10. 23	高浜町(三島元太郎)		無形文化財	

国登録文化財 30件

(建造物は1棟ごとに登録、簡文館はH30.11.2付で登録抹消)

	種別	名称	登録年月日	所在地 (所有者又は保管者等)	備考	種別	員数
1	有形文化財	千里寺本堂	H14(2002). 2.14	千里山西1(千里寺)	昭和初期の宮 殿建築(大嘗 祭饗宴場の一 部)	建造物	1棟
2	有形文化財	大光寺太子館	H14(2002). 6.25	岸部中5(大光寺)	昭和初期の和 洋折衷の仏堂	建造物	1棟
3	有形文化財	中西家住宅	H15(2003). 7.1	岸部中4(個人・吹田市)	江戸時代後 期・明治の大 型民家建築	建造物	7棟
4		主屋 1棟					
5		勘定部屋 1棟					
6		内蔵 1棟					
7		土蔵 1棟					
8		土蔵 1棟					
9		長屋門 1棟					
		キザラ(木小屋) 1棟					
10	有形文化財	榎原家住宅	H16(2004). 6.9	豊津町(個人)	江戸時代後 期・明治の大 型民家建築	建造物	6棟
11		主屋 1棟					
12		長屋門 1棟					
13		東土蔵 1棟					
14		旧米蔵 1棟					
15		西土蔵 1棟					
		掛堀 1棟					
16	有形文化財	岡田家住宅	H18(2006). 10.18	千里山西5(個人)	昭和初期の郊 外型住宅	建造物	1棟
17	有形文化財	亘家住宅	H18(2006). 10.18	内本町2(個人)	江戸中期・後 期・明治の大 型民家建築	建造物	5棟
18		主屋 1棟					
19		離れ 1棟					
20		長屋門 1棟					
21		土蔵 1棟					
		米蔵 1棟					
22	有形文化財	山本家住宅	R元(2019). 12.5	佐井寺2(個人)	江戸後期～大 正後期の民家 建築	建造物	3棟
23		主屋 1棟					
24		東土蔵 1棟					
		北土蔵及び長屋門 1棟					
25	有形文化財	永井家住宅 主屋 1棟	R2(2020). 4.3	長野東(個人)	大正12年頃の 住宅	建造物	2棟
26		土蔵 1棟					
27	有形文化財	太陽の塔	R2(2020). 8.17	千里万博公園(大阪府)	1970年開催の 日本万国博覧 会の建築物	建造物	1棟
28	有形文化財	本山彦一蒐集考古資料	H23(2011). 6.27	山手町3(関西大学)		美術工芸品	18,945点
29	記念物	旧中西氏庭園	H25(2013). 8.1	岸部中4 (個人・吹田市)	近世後期～近 代に造営・改 修された庭園	記念物	1
30	記念物	旧西尾氏庭園	H25(2013). 8.1	内本町2 (国・管理団体 吹田市)	明治～大正時 代に造営・改 修された庭園	記念物	1

大阪府指定文化財 10件

	種別	名称	指定年月日	所在地 (所有者又は保管者等)	備考	種別	員数
1	有形文化財	木造准胝観音菩薩立像	S45(1970). 2.20	山田東3 (圓照寺)	平安前期	美術工芸品	1 体
2	有形文化財	木造地藏菩薩立像	S45(1970). 2.20	佐井寺1 (佐井寺)	平安前期	美術工芸品	1 体
3	有形文化財	紫雲寺本堂内陣鳥獣図	S47(1972). 3.31	山田東2 (紫雲寺)	江戸時代	美術工芸品	82面
4	有形文化財	木造観音菩薩立像	S49(1974). 3.29	山田東3 (圓照寺)	平安前期	美術工芸品	2 体
5	有形文化財	新芦屋古墳出土馬具	H3 (1991). 3.29	岸部北4 (市立博物館)	古墳時代後期	美術工芸品	一括
6	有形文化財	山田伊射奈岐神社本社本殿	H23(2011). 1.14	山田東2 (伊射奈岐神社)	江戸時代中期 (17世紀後半)	建造物	1 棟
7	有形文化財	関西大学簡文館	H30(2018). 3.23	山手町3 (関西大学)	昭和初期の図書館建築	建造物	1 棟
8	有形民俗文化財	玩具および関連世相資料(多田コレクション)	H21(2009). 1.16	千里万博公園 (国立民族学博物館保管)	江戸時代～現代 13,895件、 56,083点	民俗文化財	一括
9	無形文化財	鍛金	H26(2014). 4.30	日の出町 (三好正豊(三好光正))		無形文化財	1 件
10	史跡	吉志部瓦窯跡 (工房跡)	H5(1993). 3.31	岸部北4 (吹田市)	平安時代初期	記念物	

※関西大学簡文館はH19(2007). 7.31国登録有形文化財に登録されたが、H30(2018). 3.23府指定有形文化財に指定され、同11.2国登録抹消。

市指定文化財 18件

	種別	名称	指定年月日	所在地 (所有者又は保護団体等)	備考	種別	員数
1	有形文化財	絹本著色妙音天像	H10(1998). 9.30	山田東3 (圓照寺)	鎌倉時代末期	美術工芸品	1 幅
2	有形文化財	中西家住宅 9 棟 附・木槌3挺 文政九年戊三月十日 天保五年屋敷図 天保六年屋敷図 明治三十三年屋敷図 1995年ツシ二階平面図 1996年設計図	H18(2006). 5.23	岸部中4 (個人・吹田市)	江戸後期・明治に建築。 内、7 棟は国登録有形文化財	建造物	9 棟
3	有形文化財	玉林寺文書 附・包紙2点、覚書1点	H21(2009). 2.23	出口町 (玉林寺)	戦国時代	美術工芸品	6 通
4	有形文化財	山田伊射奈岐神社 社号標石	H21(2009). 2.23	山田東2 (伊射奈岐神社)	江戸時代中期	美術工芸品	1 基
5	有形文化財	佐井寺伊射奈岐神社 社号標石	H21(2009). 2.23	佐井寺1 (伊射奈岐神社)	江戸時代中期	美術工芸品	1 基
6	有形文化財	五反島遺跡出土鏡	H18(2006). 5.23	岸部北4 (吹田市教育委員会)	奈良時代 (8 世紀)	美術工芸品	1 面
7	有形文化財	垂水南遺跡出土 墨書土器	H21(2009). 2.23	岸部北4 (吹田市教育委員会)	平安時代	美術工芸品	27点
8	有形文化財	蔵人稻荷神社本殿	H23(2011). 4.11	豊津町 (稻荷神社氏子)	江戸時代前期 (17世紀)	建造物	1 棟

9	有形文化財	江坂素盞鳴尊神社本殿	H23(2011). 4. 11	江坂町 3 (素盞鳴尊神社)	江戸時代前期	建造物	1 棟
10	有形民俗文化財	六地藏地車 附・棟札 天保十年 乙亥十一月十五日	H10(1998). 9. 30	高浜町 (六地藏自治会) 高浜神社境内地車保管庫	江戸時代後期 天保10(1839) 年建造	民俗文化財	1 台
11	有形民俗文化財	西奥町地車	H10(1998). 9. 30	高浜町 (西奥町自治会) 高浜神社境内地車保管庫	江戸時代後期 天保期建造	民俗文化財	1 台
12	有形民俗文化財	神境町地車 附・棟札 天保十三年 壬寅六月吉日	H10(1998). 9. 30	南高浜町(神境町自治会) 旧春日神社境内地車保管庫	江戸時代後期 天保13(1842) 年建造	民俗文化財	1 台
13	有形民俗文化財	川面町地車 附・棟札 嘉永七年寅霜月吉辰	H10(1998). 9. 30	西の庄町(川面町自治会) 泉殿宮境内地車保管庫	江戸時代末期 嘉永 7 (1854) 年建造	民俗文化財	1 台
14	有形民俗文化財	金田町地車 附・棟札 嘉永七年甲寅八月下旬	H10(1998). 9. 30	金田町 (金田町自治会) 金田町地車保管庫	江戸時代末期 嘉永 7 (1854) 年建造	民俗文化財	1 台
15	有形民俗文化財	浜の堂地車	H10(1998). 9. 30	西の庄町(浜の堂自治会) 泉殿宮境内地車保管庫	幕末～明治期 建造	民俗文化財	1 台
16	有形民俗文化財	都呂須地車	H10(1998). 9. 30	内本町 2 (都呂須自治会) 都呂須地車保管庫	江戸時代後期 天保 6 (1835) 年 建造	民俗文化財	1 台
17	無形民俗文化財	吉志部神社のどんじ 附：當人文書ほか	H23(2011). 4. 11	岸部北 4 (吉志部神社どんじ保存会)		民俗文化財	
18	天然記念物	ヒメボタル生息地と そのヒメボタル	H23(2011). 4. 11	千里緑地第 4 区 (吹田市)		記念物	

市登録文化財 6 件

	種別	名称	登録年月日	所在地 (所有者又は保護団体等)	備考	種別	員数
1	地域有形文化財	絹本墨画不動明王像	H10(1998). 9. 30	山田東 3 (圓照寺)	南北朝時代	美術工芸品	1 幅
2	地域有形民俗文化財	江坂素盞鳴尊神社 太鼓御興	H21(2009). 2. 23	江坂町 3 (江坂連合自治会)	江戸時代末期 嘉永 6 (1853) 年	民俗文化財	1 台
3	地域無形民俗文化財	山田伊射奈岐神社 太鼓神興	H10(1998). 9. 30	山田東 2 (山田伊射奈岐 神社太鼓神興保存会)		民俗文化財	
4	地域無形民俗文化財	泉殿宮神楽獅子	H10(1998). 9. 30	(泉殿宮神楽獅子保存会)		民俗文化財	
5	地域無形民俗文化財	権六おどり	H10(1998). 9. 30	(山田地区権六おどり保存会)		民俗文化財	
6	地域無形民俗文化財	江坂素盞鳴尊神社 太鼓御興神事	H21(2009). 2. 23	(江坂連合自治会)		民俗文化財	

指定・登録文化財等一覧(平成27年度以降)

1 国指定文化財

文化財の種類	名称	員数	所有者	所在地	指定・認定年月日	備考
重要文化財	野中古墳出土品 鉄製品ほか	322点	大阪大学	吹田市山田丘	平成27年 9 月 4 日	藤井寺市野中古墳出土 甲冑等
重要文化財	旧西尾家住宅 外塀、内塀	—	国、 管理団体吹田市	吹田市内本町 2	令和元年 9 月 30 日	追加指定

文化財の種類	名称	保持者	住所	指定・認定年月日	備考
重要無形文化財	歌舞伎脇役	片岡彦人(片岡秀太郎)	吹田市千里山西 3	令和元年10月25日	令和 3 年 5 月 23 日 死去

2 国登録文化財

文化財の種類	名称	員数	所有者	所在地	登録年月日	備考
有形文化財	山本家住宅 主屋	1 棟	個人	吹田市佐井寺 2	令和元年12月 5 日	江戸後期～大正後期の 民家建築
	東土蔵	1 棟				
	北土蔵及び長屋門	1 棟				
有形文化財	永井家住宅 主屋	1 棟	個人	吹田市長野東	令和 2 年 4 月 3 日	大正12年頃の住宅
	土蔵	1 棟				
有形文化財	太陽の塔	1 棟	大阪府	吹田市千里万博公園	令和 2 年 8 月 17 日	1970年開催の日本万国 博覧会の建築物

3 府指定文化財

有形文化財	関西大学簡文館	1 棟	関西大学	吹田市山手町 3	平成30年 3 月 23 日	昭和初期の図書館建築 平成19年 7 月 31 日 国登録
-------	---------	-----	------	----------	----------------	----------------------------------

国指定重要文化財 大阪府野中古墳出土品一括

- 名 称 大阪府野中古墳出土品
○所在地 吹田市山田丘 1-1
○所有者 国立大学法人大阪大学(大阪大学総合学術博物館保管)

説明

古市古墳群の一つ、墓山古墳に近接した方墳である、野中古墳からの出土品一括です。甲冑や刀剣、農工具など極めて多量の鉄製品が出土しており、特に、甲冑は古墳時代の武具研究で常に指標となるものです。

古墳時代の鉄製武具のまとまった資料として、また、この時代特有の鉄器多量埋納の実態を示す資料として貴重です。



野中古墳出土品

重要文化財(建造物)の追加指定 旧西尾家住宅 外塀、内塀

○名 称	旧西尾家住宅 主屋、積翠庵、離れ西棟、離れ東棟、戌亥土蔵、戌亥角土蔵、米蔵、 宅地
○所 在 地	吹田市内本町 2 丁目 15-11
○所 有 者	国(文部科学省)
○追加指定建物	宅地内の外塀、内塀

説明

(1) 旧西尾家住宅の概要

旧西尾家住宅は吹田市南部に位置する大型の近代和風住宅です。伝統的な民家形式を発展させた明治 28 年(1895 年)建築の主屋や、近代的な意匠を用いた大正 15 年(1926 年)建築の離れなどを含めた 7 棟の建築物が良好に残っていることが評価され、宅地を含めて平成 21 年(2009 年)12 月 8 日付けで重要文化財に指定されました。

(2) 追加指定される建物について

今回追加指定される建物は、広大な敷地の外郭を構成する外塀と、敷地内部を区画する内塀です。明治後期から大正期にかけて建てられた木造の塀や、昭和初期に建てられた鉄筋コンクリート造の塀によって構成されており、重厚な屋敷構えの景観に寄与しています。

これらの塀は宅地の整備や拡張に併せて建てられた歴史的経緯を示すもので、優れた意匠を有しており、すでに指定されている建物や宅地と一体の価値を有していることから、国宝及び重要文化財(建造物)指定基準の「(5)流派的又は地方的特色において顕著なもの」と評価されました。

なお、外塀及び内塀はすでに指定されている宅地の一部として追加指定することで保護の措置を図るため、指定件数に変更はありません。



国重要無形文化財(芸能の部)歌舞伎脇役 片岡彦人(片岡秀太郎)

・重要文化財「歌舞伎脇役」について

「歌舞伎脇役」は、歌舞伎を成立させるうえで欠くことのできない演技のひとつで、今日では一般に、主役を演じる立役や女方以外を指す呼称となっています。概して主役を補佐する立場ですが、作品の展開にとって重要な役割を果たしている場合も多く、その演技には老若男女様々な役柄が含まれます。歌舞伎脇役は芸術上特に価値が高く、芸能史上特に重要な地位を占め、歌舞伎を構成する上で極めて重要な技法であることから、平成9年(1997年)6月6日に重要無形文化財に指定されました。

・保持者の認定について

1 保持者

氏名 片岡彦人(芸名 片岡秀太郎)

生年月日 昭和16年(1941年)9月13日(満77歳)

住所 大阪府吹田市

2 保持者の特徴

片岡氏は、女方を中心に重要な脇役を数多く演じ、高度な技芸を体現して充実した舞台成果に貢献するとともに、上方歌舞伎の技芸を伝承するために意欲的な活動を永年にわたり継続し、後進の指導にも尽力しておられます。

3 保持者の概要

同人は昭和16年(1941年)、4世我當(後の13世片岡仁左衛門(重要無形文化財)「歌舞伎立役」保持者)の次男として大阪府大阪市に生まれ、同21年(1946年)、5歳の折に京都南座で初舞台を踏みました。同31年(1956年)に2世片岡秀太郎を名乗った同人は、女方を中心に修練を積み、父の相手役等も演じながら舞台経験を重ねました。同47年(1972年)には重要無形文化財「歌舞伎」(総合認定)保持者の認定を受け、その後も研鑽に励んで高度な技量を体得した同人は、上方歌舞伎の伝承を保持する俳優として重要な位置を占め、現在に至っています。とりわけ「恋飛脚大和往来」の梅川、お延といった上方の情趣が不可欠な役や、義太夫狂言の役に秀で、殊に近年においては「近江源氏先陣館・盛綱陣屋」の微妙など老女役の大役をも手がけ、充実した舞台成果のために貢献しています。これら重要な役を演じ、高度な技芸を体現する同人に対しては、これまでに第20回松尾芸能賞優秀賞、第23回伝統文化ポーラ賞優秀賞などが贈られています。

また、同人は国立文楽劇場における上方歌舞伎会や、松竹株式会社が実施した上方歌舞伎塾の指導、関西歌舞伎中之芝居の主催など、上方歌舞伎の技芸を伝承するために意欲的な活動を永年にわたり継続し、かつ豊富な舞台経験を生かして、後進の指導に尽力しています。

以上のように、同人は歌舞伎脇役の技法を正しく体得し、かつ、これに精通しているとともに、その技法を高度に体現しています。

*本資料は令和元年(2019年)10月25日の重要無形文化財指定時の報道提供資料であり、御本人は令和3年(2021年)5月23日に死去されました。

国登録有形文化財(建造物)山本家住宅

○名称及び建築年代

やまもと けいじゅうたく
山本家住宅

しゅおく
主屋 : 江戸後期／昭和 6 年(1931 年)・平成 29 年(2017 年)改修

ひがしどろ
東土蔵 : 大正 12 年(1923 年)／昭和 47 年(1972 年)頃改修

きたどろ おもてもん
北土蔵及び表門 : 大正後期

以上 3 件

○所在地

吹田市佐井寺 2 丁目

○登録基準

主屋・東土蔵・北土蔵及び表門 : 基準 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

○建造物の説明

山本家住宅は、吹田市中心部に位置する旧家です。このたび主屋をはじめとする 3 件が登録されることになりました。

主屋は入母屋造り茅葺（銅板仮屋根で覆う）で、正面中央に式台玄関を設け、旧家の屋敷構えの中核をなしています。内部は座敷を簀の子天井とするなど江戸期の伝統的形式を伝えています。

大正 12 年(1923 年)に建てられた東土蔵は敷地の北東に建つ土蔵造り棧瓦葺で、屋敷地の景観の一角を成す建物です。

東土蔵と同時期に建てられた北土蔵及び表門は、土蔵造り棧瓦葺の北土蔵と入母屋造り棧瓦葺の門とで構成され、敷地北側の表構えを荘厳に形成しています。

以上のように山本家住宅は歴史ある集落景観の核となっていることから、登録基準 (一)「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものと評価されました。



山本家住宅主屋



山本家住宅東土蔵



山本家住宅北土蔵と表門

国登録有形文化財(建造物)永井家住宅主屋、土蔵

○名称及び建築年代

ながいけじゅうたく
永井家住宅

おもや
主屋：大正 12 年(1923 年)／昭和 50 年(1975 年)頃改修

どぞう
土蔵：大正 12 年(1923 年)頃

以上 2 件

○所在地 吹田市長野東

○登録基準 主屋：基準（二）造形の規範となっているもの

土蔵：基準（一）国土の歴史的景観に与しているもの

○建造物の説明

主屋は木造 2 階建で、外観は和風を基調としつつも、室内は和室と洋室を組み合わせ、採光や動線に配慮された特色のある空間構成をしています。主屋の設計は聴竹居^{ちようちくきよ}を設計したことで知られる藤井厚二^{ふじいこうじ}によるもので、聴竹居^{ちようちくきよ}を手掛けた同じ大工棟梁により、良質な材を使い施工されています。このように主屋は著名な建築家による希少な住宅作品であり、登録基準（二）「造形の規範となっているもの」として登録されました。

主屋の北側に建つ土蔵は、土蔵造り二階建で、外壁は漆喰壁^{しつくいかわ}と腰を海鼠壁^{なまこかべ}としています。小屋組はトラス組とし、基礎は鉄筋コンクリート造の床板を四隅で支えるといった近代的な要素を持つ独特な意匠の建物です。このように土蔵は屋敷地の景観の一角を成す建物として、登録基準（一）「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものと評価されました。

※藤井厚二：1888～1938 年。東京帝国大学卒業。日本の気候風土に適合した住宅の在り方を科学的に環境工学の点から研究し、実験住宅としていくつかの自邸を設計。その集大成が聴竹居として知られる。

※聴竹居：京都府乙訓郡大山崎町に所在。建築家藤井厚二が試行を重ねて完成させた昭和 3 年（1928 年）建築の自邸で、木造モダニズム住宅の先駆的事例として、住宅史上、建築学上、高い価値が認められ、平成 29 年に国の重要文化財に指定された。



永井家住宅主屋



永井家住宅土蔵

国登録有形文化財(建造物)太陽の塔

○名称及び建築年代

太陽^{たいよう}の塔^{とう}：昭和 45 年(1970 年)／平成 5 年(1993 年)・同 30 年(2018 年)改修

以上 1 件

○所在地 吹田市千里万博公園

○登録基準 基準(三)再現することが容易でないもの

○建造物の説明

吹田市の万博記念公園内にある太陽の塔は、昭和 45 年(1970 年)に開催された日本万国博覧会を象徴する高さ約 70m の巨大な建物です。芸術家の岡本太郎によってデザインされたこの建造物は、圧倒的表現力をその外観に有しています。

内部には高さ約 40 メートルの「生命の樹」がそびえ立ち、この大樹に大小さまざまな生物模型群が取り付けられ、原生生物から人類に至るまでの進化の過程を、地下から上層部へと上昇しながら鑑賞する展示空間となっています。

大阪万博が開催された当時、メインゲート正面のシンボルゾーンには、建築家^{たんげけんぞう}丹下健三が設計した大屋根が架けられており、太陽の塔はこの大屋根を貫き、地下展示と空中展示とを結ぶシャフトとしての役割を果たしていました。

このような斬新な造形を、鉄筋コンクリート造や鉄骨造を混用するなど様々な建設技術を駆使して実現していることから、登録基準(三)「再現することが容易でないもの」に該当するものと評価されました。

現在でも大阪府を象徴する建造物として多くの人びとに親しまれています。

※岡本太郎：1911～1996 年。日本の芸術家。作品は絵画、彫刻など多岐にわたり、前衛的な作品を数多く残した。大阪万博ではテーマ館のプロデューサーをつとめた。

※丹下健三：1913～2005 年。日本の建築家、都市計画家。東京帝国大学卒業。広島平和記念館や国立屋内総合競技場など国内外で多くの建築作品を手掛けた。大阪万博ではマスター・プランを担当した。



太陽の塔 外観



太陽の塔 内観

大阪府指定有形文化財(建造物) 関西大学簡文館 関西大学 旧千里山図書館

員 数 1 棟
所在地 吹田市山手町三丁目 3 番 35 号
所有者 学校法人関西大学
年 代 昭和 3 年(1928 年)・昭和 30 年(1955 年) 増築

説明

関西大学簡文館は吹田市中心部の千里丘陵地に約 10 万坪の校地を置く、千里山キャンパスに所在します。またキャンパス内において丘陵地の最高所、学内の中央部分に位置します。

簡文館は昭和 3 年(1928 年)に建築された鉄筋コンクリート造 3 階建、地下 1 階、建築面積 349 m²の部分と昭和 30 年(1955 年)に増築された鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建、建築面積 515 m²の円形部分とで構成され、ここでは、創建部分を「旧図書館」、増築部分を「円形図書館」と呼称します。

○旧図書館(昭和 3 年(1928 年))の建築について

関西大学は、明治 19 年(1886 年)関西法律学校として大阪市内に開学しました。大正 7 年(1918 年)に交付された大学令に伴い、北大阪電鉄沿線の千里山に校地を求め、大正 11 年(1922 年)には大学に昇格し、関西大学千里山キャンパスが誕生しました。

「旧図書館」は大学昇格 5 周年を記念して建設された、千里山キャンパス創設時を代表する建物です。清水組の設計施工によるもので昭和 2 年(1927 年) 6 月に着工し、昭和 3 年 4 月に竣工しました。関西大学における初の鉄筋コンクリート造の建物で、地下 1 階、地上 3 階建の閲覧室部と地下 1 階、地上 5 階建の書庫部が建てられました。現在閲覧室部分が残っています。

旧図書館の外観は、外壁を白色モルタルとし、尖塔型のピラスターを均等に配列し、その間に縦長窓を並べ、窓と壁の境目はトレーサリーで装飾しています。また南側の主階段室は塔屋とするなど、全体的に垂直性を強調したゴシック様式の要素を用いた意匠です。

内部は面取りした梁型を見せ、階段廻りや廊下などの共用空間は人造石の幅木に腰高までを布目タイルとし、その上部から天井までを漆喰仕上げとし、天井廻りにはモールディングを配します。また主要諸室境の建具は、上部壁を半円アーチとし、葡萄柄のオーナメントを配するなどの装飾を加えており、総じて構造体は堅固だが軽やかにみえるよう丁寧に作られています。

なお本建物は大阪府内の高等教育機関施設のうち、現存する最も古いものです。さらに同時期に建てられた鉄筋コンクリート造の高等教育機関施設の中で、大阪府内に現存する希少な図書館施設でもあります。

○円形図書館（昭和30年（1955年））の建築について

第二次世界大戦中、千里山キャンパスの施設は軍隊が使用し、旧図書館も閉鎖され、荒廃しました。戦後昭和23年（1948年）から本格的な蔵書点検が行われ、昭和25年（1950年）には戦前を上回る利用者数を数えるようになり、旧図書館は復興を迎えました。

また関西大学は昭和23年（1948年）に新制大学への転換に伴い、学生数がめざましく増加したことで、全学の施設拡充が行われました。大学創立70周年記念事業の一貫で、復興間もない旧図書館に増築されたのが「円形図書館」です。

円形図書館は旧図書館の玄関部分に接続して増築された鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、旧図書館の南西隅に円形の3階建の閲覧室が、旧図書館書庫の西側に接続して6階建の書庫が増築されました。設計は村野藤吾、施工は竹中工務店が行い、昭和29年（1954年）12月に起工、昭和30年（1955年）10月に竣工しました。現在閲覧室部分が残っています。

円形図書館の平面形態は旧図書館の矩形に対し円形としています。また外観は旧図書館の白色壁面に対し、柱梁型をあらわしたフレームの間を埋めるよう赤褐色の塩焼きタイル貼りとし、要所に緑や青のタイルでモザイクが施されており、表情豊かなテクスチャーを実現しています。さらに屋根架構は逆梁とし、構造的にも特徴のある建物です。内部は1階中央部の螺旋階段を核とし、その周辺をピロティとしています。中2階は階段の周囲に諸室が並んでいます。最上階である2階は天井を高くし、多数の穴の開いた天窓、矩形窓とその上部をガラスブロックとし、アーモンド型の高窓を配するなど、多様な窓が用いられています。

特に、旧図書館と円形図書館との接続部に着目すると、旧図書館の外壁の一部に円形図書館の外壁材であるモザイクタイルが貼付され、内部においては旧図書館と円形図書館は階高が異なるため、段差が生じていますが、これを接合部の小階段で解消しています。加えて、円形図書館から旧図書館へと向かう階段の床と壁には茶褐色のタイルが用いられ、旧図書館の内装との調和が図られています。一方、旧図書館から円形図書館へと向かう階段には白色の床と壁が用いられ、両者を鮮やかに対比させています。このように、新旧相互の建物は明確に区切られながらも、一体化が図られています。

円形図書館の設計者である村野藤吾（明治24年（1891年）～昭和59年（1984年）本名藤吉）は、戦前から戦後にかけて活躍した日本近代期を代表する建築家の一人です。

村野藤吾は主に民間を施主とし、その作品は全国規模で展開されていますが、一貫して大阪を本拠として設計活動をした大阪を代表する建築家です。なかでも関西大学は、村野藤吾が数多くの校舎を長期間に渡って請け負った最大の施主であったといえます。

関西大学における村野藤吾の建築作品群の特徴は、教室が中心となる単純な矩形をした簡素な建物が多いのですが、簡文館をはじめとする共用施設は、特色ある形態や意匠を取り入れています。

○図書館から博物館施設へ

昭和60年（1985年）に更なる蔵書数の増加に伴い総合図書館が新築され、それまで「千里山図書館」と呼ばれていた本建物は「簡文館」と名称を変え、考古学資料室として考古学お

よび博物館実習のための施設としてその用途を変更しました。平成6年(1994年)からは収蔵資料を展示する博物館施設として開館し、現在に至っています。近年の改修を時系列にまとめると、次のとおりです。

昭和53年(1978年) 1階ピロティ部分に増築

昭和60年(1985年) 総合図書館開設に伴い、考古学等資料室に用途変更

平成6年(1994年) 改修を行い博物館として開館。

平成17年(2005年) 旧書庫部分を撤去

平成18年(2006年) 旧書庫部分に増築棟(現・関西大学なにわ大阪研究センター)を建築

平成19年(2007年) 国登録有形文化財(建造物)として登録

平成24年(2012年) 耐震改修工事を実施

○評価

関西大学簡文館は、創建部分の「旧図書館」と増築された「円形図書館」から構成される歴史的な建物として、現在は博物館施設として主要部分は広く一般に公開されています。

「旧図書館」は、躯体は堅固ながらも外観の装飾は控えめで、開口部上部に軽やかな装飾を施すなど、明るい印象を与える建物として今日に至るまで残されてきました。さらに関西大学創学時の様子を知るうえでも貴重なものであり、大阪府内における戦前期の高等教育機関施設としても最も古く重要です。

一方「円形図書館」は第二次世界大戦後、様式的な意匠の旧図書館に、円形平面や多様な形態の窓を用いるなどモダニズムの要素を用い増築されたものです。設計者は大阪を代表する建築家村野藤吾であり、新旧の建物の建築形態や素材など意匠的対比を明瞭にしながらも緩やかに調和させる建築手法をとることで、両者の建築の特徴が引き立てられ、両者は一体の建築作品として高い完成度を示しています。また関西大学千里山キャンパスの中で最もよく知られる村野建築であり、大阪府内に現存する村野藤吾の代表作でもあります。

以上のように関西大学簡文館は大学のシンボリック存在として大切に使い続けられており、時代に応じて改修や用途の変更があったものの、大阪の近代期における高等教育機関の施設として価値を有しており、総じて大阪府指定文化財としてふさわしいものです。



吹田市内の指定・登録文化財に関するアンケート調査の概要について

1 名称

吹田市内の指定・登録文化財に関するアンケート調査

2 アンケート調査実施理由

新型コロナウイルス感染症の蔓延により地域の祭りや行事が中止や規模の縮小を余儀なくされ、その継承のための活動が十分に行えない状況となり、担い手がいらないといった問題が生じているケースがあるなど、文化財を取り巻く環境にも多大な影響が出ています。

今回、そのような社会状況のなかで、市内各地で保存・活用されてきた文化財の現状を把握し、今後の文化財行政の推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

3 実施期間

令和5年11月2日（木）から令和5年11月24日（金）まで

4 実施状況

吹田市内の指定・登録文化財の所有者・保持者又は保存を目的とする団体（以下「所有者」という。）を調査対象とし、のべ36名中、28名（77.8%）から回答を得ました。

5 調査対象

種類	所有者数 (人)	指定登録	文化財件数 (件)	
有形文化財	20	国指定	3	25
		国登録	9	
		府指定	6	
		市指定	6	
		市地域	1	
無形文化財	2	国指定	1	2
		府指定	1	
有形民俗文化財	9	国指定	2	11
		府指定	1	
		市指定	7	
		市地域	1	
無形民俗文化財	5	市指定	1	5
		市地域	4	
	36		43	

※天然記念物は、いずれも吹田市が所有又は管理者であるため不実施。

6 調査内容

(1)有形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財

- ・コロナ禍の影響について
- ・文化財の維持管理について
- ・文化財の活用について

(2)無形文化財

- ・コロナ禍の影響について

7 調査票

(1)有形文化財 (2)無形文化財 (3)有形民俗文化財 (4)無形民俗文化財の4種類に分類し、それぞれに異なる調査票を使用。

1 アンケート回答数・率

種類	所有者数 (A) (人)	文化財数 (B) (件)	回答所有者数 (C) (人)	回答文化財数 (D) (件)	所有者 回答率 ($E=C \div A \times 100$) (%)	文化財 回答率 ($F=D \div B \times 100$) (%)
有形文化財	20	25	17	22	85.0	88.0
無形文化財	2	2	1	1	50.0	50.0
有形民俗文化財	9	11	7	7	77.8	63.6
無形民俗文化財	5	5	3	3	60.0	60.0
合計	36	43	28	33	77.8	76.7

2 主な意見とその分析

- コロナ禍の影響については、有形文化財と比べ、民俗文化財は有形無形とも影響がより大きいとの結果が出ました。公開している文化財やイベントを開催する文化財においても影響が大きい傾向がありました。いずれの文化財も3年間では年を追う毎に影響が軽減していく傾向が見られました。【問1】
- コロナ禍による支障については、民俗文化財は活動の中止または縮小が多く、有形文化財では寺社の参拝者等の減少が多く挙げられました。また、コロナ禍対応は、実施・公開を継続するための方策が主流で、有形文化財では除菌・換気・パーテーション設置・マスク着用等の、民俗文化財では計画の中止以外に参加者の縮小などの対応が行われていました。【問2・問3】
- コロナ禍の影響が今現在も残っているかについても、上記同様に民俗文化財に多い傾向がありました。有形文化財では寺社や公開している文化財に多く、参拝者・入場者等の減少による経済的な要因が影響として残っていることがうかがわれます。【問4】
- 文化財の現在の保存状態については、修理を必要とする、災害時に不安がある等の回答が大半を占め、経年劣化への対応を迫られているとみられます。【問7】
- 不安な部位や修理したい部位については、文化財本体に加え、保存施設の修理を希望する回答がありました。また無形民俗文化財でも器具の修理を希望する回答がありました。【問8(有・有民)、問11(無民)】
- 財源については、不足はあるもののまかなえているもの20件に対して、不足は3件と意外と少ない状況です。ただし、財源の内容では、有形文化財が比較的所有者の所得などの自主財源であるのに対して、民俗文化財は補助金・助成金・寄付金を財源とする傾向が高くなっています。【問13(有・有民)、問12(無民)】【問14(有・有民)、問13(無民)】

- 関わっている・あるいは関わってほしい方々については、所有者・団体構成員(23 件)とその家族(12 件)、地域住民(16 件)など身近なところに人材を求める傾向が大きいようです。博物館所蔵文化財以外では、概ね団体構成員やその家族の参加で占められ、一部文化財で地域住民の参加も見られました。今後という点で言えば、大学や企業・他の保存団体等の参加について希望する回答はありましたが、NPO や太鼓サークルは0 件で、専門的な意見・経済的な支援・同じような活動をしている人の参加を求めていることがうかがわれます。【問 15・17(有・有民)、問 16・18(無民)】
- 担い手や参加者の確保については、確保できているという回答は有形8 件・有形民俗5 件・無形民俗2 件で計 18 件でしたが、あまり確保できていないという回答は有形4 件(5 件分)・有形民俗1 件・無形民俗2 件で計8 件あり、不足しているという回答は有形2 件・有形民俗1 件・無形民俗0 件で計3 件でした。有形民俗・無形民俗のように催しを実施する文化財においては多くの人員を要すると思われますが、確保できている文化財が 63.6%と比較的多くありました。【問 16(有)、問 17(無民)、問 18 (有民)】
- 文化財を知ってほしいかについては、民俗文化財ではその殆ど(9 件)が知ってほしいとの回答でしたが、有形文化財では知ってほしくないという回答自体は2 件と少ないものの、どちらともいえないという回答が6 件と多くありました。【問 19(有)、問 16(有民)、問 15(無民)】
- 公開の状況や意向については、民俗文化財ではその殆どが実質上公開されています。有形文化財でも8 件が公開していますが、そのうち公開したくないとの回答が4 件ありました【問 20(有)】
- 希望することや不安なことについては、修理費用の補助、学校教育事業の復活、マニュアルの提供等行政による支援・援助を求める声が目立ちました。【問 24(有)、問 20(有民)、問 19(無民)】

有形文化財 集計結果 (20 名中 17 名回答)

1 コロナ禍での状況をお聞かせください。

【問1】 2020年度～2022年度の状況をお聞かせください。

	支障があった	一部支障があった	支障はなかった	その他
2020 年度	2	7	7	0
2021 年度	2	8	6	0
2022 年度	2	6	9	0

【問2】 問1で「支障があった」、「一部支障があった」と記入した方におたずねします。その時、どのような支障があったのかお聞かせください。 (自由記述)

- ・展示室における換気が不十分であった。
- ・イベントの回数を減らした、参加者の対応に配慮した。
- ・2020 年度：新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、3 月 1 日～7 月 31 日まで臨時休館した。2021 年度：4 月 25 日の緊急事態宣言発出から 6 月 20 日に解除されるまで休館した。
- ・行事・除夜の鐘・月参り・葬儀等の中止、縮小。参拝者減少。収入減少。
- ・行事が中止となり公開の機会が減った(参拝自粛)。収入減少。
- ・文化財見学者への対応が充分できなかった。
- ・参拝者の減少にともない、社入金の減少。
- ・社頭収入の減少
- ・大雨の際に雨漏りが発生し、床面及び供え案の一部が濡れた。

【問3】 問1で「支障があった」、「一部支障があった」と記入した方におたずねします。その時、どのように対応されたのかお聞かせください。 (自由記述)

- ・ 2022 年 2 月に換気設備を導入した。
- ・ 除菌や換気、パーテーションなどの対応。
- ・ 指定管理者に対し、指定管理業務に係る支援事業(補償)を行った(2020・2021 年度)
- ・ 参拝者用消毒液、感染者用ビニール購入

【問4】 現在でもコロナ禍の影響は残っていると思われますか。(令和5年10月現在)

ア 非常に残っている(1) イ 残っている(3) ウ あまり残っていない(6)
エ 全く残っていない(5) オ その他(2) *(件数)

【問5】 問4でア・イ・ウと記入した方におたずねします。どのような影響が残っていると感じておられますか。 (自由記述)

- ・マスク着用の来館者の存在。
- ・定期的なイベントは行っているが、それ以外の不定期イベントはあまり再開できていない。
- ・年中行事の内容を削減、縮小している。

- ・行事を再開しても人が集まらない、文化財に対する認知度低下。収入の減少。
- ・祭に参加者の減少
- ・参拝者数の減少

【問6】 どうすれば、コロナ禍の影響を軽減できると思われますか。 (自由記述)

- ・マスク、手洗い、うがいの励行
- ・大勢になるとルールを破る方も出てきますので、恐る恐る少人数で見に来られた方がいいのでは？(入館料取られる所は除く)
- ・過ぎる・戻るのを待つしかない。
- ・イベント等の開催

2 文化財の維持管理についてお聞かせください。

【問7】 所有しておられる文化財の現在の保存状態についてお聞かせください。

- ア 良好で現在のところ修理は必要ない(2) イ 良好だが災害時には不安を感じる(6)
 ウ いずれは修理が必要になりそうな箇所がある(7) エ 修理が必要な箇所がある(3)
 オ その他(0)

【問8】 問7でイ・ウ・エと記入した方におたずねします。不安な部位や修理したい部位はどこですか。 (自由記述)

- ・一部の金属製品が該当するため、適宜修理を実施している。天井部分の雨漏り跡、塗装の剥がれ、外装の経年劣化、増築部分の結束のずれなど建物の老朽化
- ・保存修理時に接合した境界部分が経年により劣化するため、随時対応が必要となる。
- ・強風に備えての雨戸の設置、建具の補強。
- ・恐らく耐震構造を満たしていない。
- ・土壁、木の壁部分のはがれ。
- ・草葺き屋根のふきかえ。
- ・屋根、フスマ等々…
- ・外部：外壁及び躯体、頂部仕上材 内部：躯体、展示物
- ・虫食い等
- ・天井(本堂内陣内)なので大地震の時はどうなるか心配である。
- ・仏像・仏画・古文書等の一部傷み。
- ・雨漏り

【問9】 現在行っている防災対策はどのような状況ですか。

- ア 十分に対策を行っている(1) イ 対策は行っているが十分ではないと考えている(8)
 ウ 対策を行っていないので必要と考えている(5)
 エ 対策は行っていないが問題ないと考えている(3) オ その他(0)

【問 10】 問 9 でア・イと記入した方におたずねします。現在どのような対策を行っていますか。

(自由記述)

- ・巡回警備、防火訓練の実施、監視カメラの設置、人感センサーの設置。
- ・保管しているキャビネットをキャスター付きのものとしており、地震などの揺れの影響を軽減できるようにしている。
- ・木の手入れや日々の掃除など
- ・内部公開に向けて耐震工事を実施した。
- ・雨漏り・放火・火災などに気を付けている。
- ・地震(床下の補強はできている)、火事(消防署から 1 年に 1 回点検に来られる)
- ・強風対策－囲い塀設置済み、火災－報知機設置済み

【問 11】 問 9 でイ・ウと記入した方におたずねします。今後対策を行いたいと思っていることは何ですか。

(自由記述)

- ・展示室、収蔵庫の防災強化。収蔵庫の防災強化。
- ・スペースの関係上、棚の上段などにも資料を保管しているため、可能な範囲で移動等を実施したい。
- ・設置が楽な雨戸
- ・耐震補強は必要だと思うが、先立つ物が必要となる。どこまで補助してくれるか…
- ・台風対策
- ・耐震設計にはなっていないが、今は特に考えていない。
- ・仏像が倒れないような対策、重量があるので大丈夫とは思いますが…。
- ・現在検討中で具体的案出には至っていない。
- ・雨漏り防止。地震対策。

【問 12】 問 9 でエと記入した方におたずねします。対策不要の理由をお聞かせください。

(自由記述)

- ・火事に関しては I H にすることで対策はできるが、地震に関してはどうすることもできないため。
- ・文化財が外にあるので。
- ・浸水や土砂崩れなど差し迫った状況になく、あらゆる面を想定した対策は費用面で不可能である。

【問 13】 維持管理のための財源はありますか。

ア 十分ある(0) イ 十分ではないがまかなえている(5)

ウ 不足しているがまかなえている(6) エ 不足している(5) オ その他(1)

【問 14】 財源となるものについてお答えください。(複数回答可)

ア 所有者の所得(9) イ 事業収入(3) ウ 行政からの補助金(2) エ 団体等から

の助成金(1) オ 寄付金(3) カ 団体構成員からの出資金(1) キ その他(3)

【問 15】 維持管理に関わる方はどのような方ですか(複数回答可)

ア 所有者(13) イ 保存団体構成員(1) ウ ア・イの家族(5)
エ 他の保存団体(0) オ 大学(3) カ 企業(0) キ NPO(0)
ク ボランティア(0) ケ 地域住民(3) コ その他(2)

【問 16】 維持管理に関わる方は確保できていますか。

ア 十分確保できている(0) イ 確保できている(8)
ウ あまり確保できていない(5) エ 不足している(2) オ その他(0)

【問 17】 今後、どのような方に関わってほしいですか。(複数回答可)

ア 所有者(3) イ 保存団体構成員(2) ウ ア・イの家族(2)
エ 他の保存団体(0) オ 大学(2) カ 企業(1) キ NPO(0)
ク ボランティア(2) ケ 地域住民(6) コ その他(2)

【問 18】 文化財を維持管理していくうえで心配なことや問題点などがありますか。(自由記述)

- ・資料劣化への対応などで将来的にも費用が発生し続けるが、その予算が確保し続けられるかという点が心配である。
- ・個別の所有は負担が大きい。
- ・改修工事がいずれ来るが、漆喰壁を取扱いできる業者が少なく、高額だと聞いているので維持できるかが心配。
- ・固定資産税の免除増額
- ・修理費用
- ・老朽化、虫など。
- ・大地震などの災害。盗難、放火。
- ・文化財の経年劣化等による損傷等の早期発見・修理。
- ・維持管理の協力者(地域住民、氏子等)の高齢化
- ・当該文化財より優先して補修を加えるべき部分が多い。(社務所の耐震化、境内の排水工事、神様の巨木の手入れ。)

3 文化財の活用についてお聞かせください。

【問 19】 所有している文化財を多くの方に知っていただきたいですか。

ア はい(9) イ いいえ(2) ウ どちらともいえない(6) エ その他(0)

【問 20】 所有している文化財を公開したいと思っていますか。

ア ぜひ公開したい(0) イ 条件が整えば公開したい(5) ウ 公開したくない(4)
エ すでに公開している(8) オ その他(0)

【問 21】 問 20 でア・イと記入した方におたずねします。どのような形で公開したいのかお聞かせください。 (自由記述)

- ・常設展示など条件の整った施設において。
- ・管理者(留守番)がいれば考えるが、寺院として使用することもある。その調整次第。
- ・日本家屋を生かした形で美術品などの展示を活用して公開したい。
- ・文化財で生活しているので、外部のみなら考えてもよい。
- ・博物館

【問 22】 問 20 でウと記入した方におたずねします。公開したくない理由をお聞かせください。 (自由記述)

- ・自宅として使用しているから。
- ・現在以上に広く知られると見学者が今より以上に増え、その対応が大変である。見学者による文化財の破損が心配である。
- ・神域であるため(ただし、外から見ることは可能)
- ・神殿の内外を見学させることは、神殿の神聖を犯すおそれがあるため。

【問 23】 問 20 でエと記入した方におたずねします。現在行われている公開の内容についてお聞かせください。 (自由記述)

- ・施設の開放、見学ツアーの実施。
- ・事前に申込の場合のみ公開している。
- ・水彩画の展示会や作家展のワークショップ等イベント。
- ・常設の展示施設として公開している。
- ・老人会などの団体から予約があれば寺の家族が説明している。
- ・年2回(1月、7月の行事の際に)公開している。希望があれば、公開している(間近での拝観は不可)

【問 24】 上記以外で、希望することや不安なことはありますか。 (自由記述)

- ・持っていても維持が大変。壊す(あるいは移築)にしても周りの目や声がある(いずれにしてもお金は出してくれない)
- ・大修理の費用。
- ・内陣に入ってもらえず写真公開となるので、わかりやすい写真があればよいと思う。
- ・特に防災対策について行政のサポートがあれば有難い。
- ・文化財はできるだけ広く一般公開し、社会に貢献すべきだとは思いますが、現状では次の時代に引き継ぐための維持管理に勉めるだけで精一杯である。
- ・境内の説明板の字体が薄くなり、判別困難となっている。

無形文化財 集計結果 (2名中1名回答)

1 コロナ禍での状況をお聞かせください。

【問1】 2020年度～2022年度の状況をお聞かせください。

	支障があった	一部支障があった	支障はなかった	その他
2020年度	0	0	1	0
2021年度	0	0	1	0
2022年度	0	0	1	0

【問2】 問1で「支障があった」、「一部支障があった」と記入した方におたずねします。その時、どのような支障があったのかお聞かせください。(自由記述)

【問3】 問1で「支障があった」、「一部支障があった」と記入した方におたずねします。その時、どのように対応されたのかお聞かせください。(自由記述)

【問4】 現在でもコロナ禍の影響は残っていると思われますか。(令和5年10月現在)

ア 非常に残っている(0) イ 残っている(0) ウ あまり残っていない(0)

エ 全く残っていない(0) オ その他(0)

【問5】 問4でア・イ・ウと記入した方におたずねします。どのような影響が残っていると感じておられますか。(自由記述)

【問6】 どうすれば、コロナ禍の影響を軽減できると思われますか。(自由記述)

【問7】 上記以外で、希望することや不安なことはありますか。(自由記述)

有形民俗文化財 集計結果 (9名中7名回答)

1 コロナ禍での状況をお聞かせください。

【問1】 2020年度～2022年度の状況をお聞かせください。

	支障があった	一部支障があった	支障はなかった	その他
2020年度	4	1	1	1
2021年度	3	2	1	0
2022年度	0	5	0	1

【問2】 問1で「支障があった」、「一部支障があった」と記入した方におたずねします。その時どのような支障があったのかお聞かせください。(自由記述)

- ・博物館休館の他、他館への貸付や資料調査など、研究活動などを中止せざるをえない状況があった。
- ・計画していたイベントの中止。感染対策。こども会活動の停止と実質消滅。
- ・2021年度に町内巡行予定だったが、コロナ感染症の為、中止した
- ・祭が中止になった。2022年度は実施したが、参加者を集めるのに苦労した。
- ・2020年度より町内巡行については子どもの参加を見合わせた。2022年度には町内巡行、境内巡行に子どもの一部参加をOKとしたが、全員マスク着用を義務づけた。

【問3】 問1で「支障があった」、「一部支障があった」と記入した方におたずねします。その時、どのように対応されたのかお聞かせください。(自由記述)

- ・館内に「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置し、対応した。
- ・感染対策を行って、大人だけの活動。
- ・コロナ感染症で行動制限が有り、計画を中止する。
- ・お祭りの再開の際に、多くの団体に声をかけた。
- ・全員がマスク着用の上、昼食についてもアルコールの提供をやめた。

【問4】 現在でもコロナ禍の影響は残っていると思われますか。(令和5年10月現在)

- ア 非常に残っている(0) イ 残っている(4) ウ あまり残っていない(2)
エ 全く残っていない(1) オ その他(0) * (件数)

【問5】 問4でア・イ・ウと記入した方におたずねします。どのような影響が残っていると感じておられますか。(自由記述)

- ・各行事の中止。規模縮小による参加者の減少。
- ・若手、特に子どもの参加が減少した。
- ・出来だけ過密な状態にならないよう留意した。
- ・若い人の参加を求める事が困難と感じている。

- ・まだコロナ感染症への警戒感が残っている感じがする。

【問6】 どうすれば、コロナ禍の影響を軽減できると思われますか。 (自由記述)

- ・行事の復活を通して、地域に周知。
- ・地道に活動するより方法がない。
- ・時間の経過とともに。

2 文化財の維持管理についてお聞かせください。

【問7】 所有しておられる文化財(保管施設を含む)の現在の保存状態についてお聞かせください。

- ア 良好で現在のところ修理は必要ない(1) イ 良好だが災害時には不安を感じる(1)
ウ いずれは修理が必要になりそうな箇所がある(1) エ 修理が必要な箇所がある(5)
オ その他 ()

【問8】 問7でイ・ウ・エと記入した方におたずねします。不安な部位や修理したい部位はどこですか。 (自由記述)

- ・収納庫の扉修理及び照明の設置改修。
- ・収蔵庫が古いので台風時には不安を感じる。
- ・支え動かす部分が破損に近い状態で緊急の修理必要。
- ・引き手のロープがささくれて、近いうちに交換必要。
- ・梵天が古くなっていて取り換える必要がある。収蔵庫の扉が大阪府北部地震の時から閉まりにくくなっている。

【問9】 現在行っている防災対策はどのような状況ですか。

- ア 十分に対策を行っている(1) イ 対策は行っているが十分ではないと考えている(2)
ウ 対策を行っていないので必要と考えている(3)
エ 対策は行っていないが問題ないと考えている(1) オ その他

【問10】 問9でア・イと記入した方におたずねします。現在どのような対策を行っていますか。 (自由記述)

- ・館内でプロジェクトをたちあげ、資料の保存管理を進めている。具体的には、収蔵環境の見直し、落下・移動防止を考慮した配架方法の検討など。
- ・文化財が木製の為、湿気対策に注意している。定期的に乾気方法を検討中。
- ・倉庫管理。

【問11】 問9でイ・ウと記入した方におたずねします。今後対策を行いたいと思っていることは何ですか。 (自由記述)

- ・収納庫の耐震改修と防火対策。
- ・対策は必要と考えるが、具体的な案は思いつかない。

- ・ 乾気回数と記録を残す事を検討し実施する。
- ・ 防犯システム導入等の対策が必要かと考える。
- ・ 通常は電気も止めており、内部には火の出る要素がないが、放火等外部よりの防火は出来ていないので放水銃があればよいと考えている。

【問 12】 問 9 でエと記入した方におたずねします。対策不要の理由をお聞かせください。

(自由記述)

【問 13】 保存や活用について維持していくための財源はありますか。

- ア 十分ある(0) イ 十分ではないがまかなえている(2)
ウ 不足しているがまかなえている(3) エ 不足している(2) オ その他

【問 14】 財源となるものについてお答えください。(複数回答可)

- ア 行政からの補助金(6) イ 団体等からの助成金(4) ウ 寄付金(5)
エ 団体構成員からの出資金(0) オ イベント等出演料(1) カ グッズ等の販売(0)
キ その他(2)(科研費。修理等の費用のため、別予算で積み立てている。)

【問 15】 文化財を維持管理していくうえで心配なことや問題点などがありますか。(自由記述)

- ・ 保存と活用の両輪をバランスよく進めていく配慮や体制づくりが必要。
- ・ 提灯、太鼓、鉦等の修理、新規買替の費用。
- ・ 熱意の有る若い後継者を見出し、育成する事が必要である。
- ・ 担ぎ手が高齢化しており、若年層の参加を増やしたい。

3 文化財の活用についてお聞かせください。

【問 16】 所有している文化財を多くの方に知っていただきたいですか。

- ア はい(7) イ いいえ(0) ウ どちらともいえない(0) エ その他(0)

【問 17】 保存や活用の際の参加者はどのような方ですか(複数回答可)

- ア 団体構成員(7) イ 団体構成員の家族(6) ウ 他の保存団体(1) エ 大学(1)
オ 企業(1) カ NPO(0) キ ボランティア(1) ク 地域住民(3)
ケ 太鼓サークル(0) コ その他(1)(学会等)

【問 18】 参加者は確保できていますか。

- ア 十分確保できている(0) イ 確保できている(4) ウ あまり確保できていない(1)
エ 不足している(1) オ その他(1)(現在はなんとか出来ているが、将来は不安。)

【問 19】 今後、どのような方に参加してほしいとお考えですか。(複数回答可)

- ア 団体構成員(3) イ 団体構成員の家族(4) ウ 他の保存団体(2) エ 大学(2)

オ 企業(2) カ NPO(0) キ ボランティア(2) ク 地域住民(4)
ケ 太鼓サークル(0) コ その他(0)

- 【問 20】 上記以外で、希望することや不安なことはありますか。 (自由記述)
- ・次世代に継承していくためのマニュアル等があれば、ご教授お願いしたい。

無形民俗文化財 集計結果 (5名中3名回答)

1 コロナ禍での状況をお聞かせください。

【問1】 2020年度～2022年度の実施状況をお聞かせください。

	中止した	一部実施した	例年どおり実施した	その他
2020年度	2	1	0	0
2021年度	2	1	0	0
2022年度	1	2	0	0

【問2】 それぞれの判断に至った理由等をお聞かせください。(自由記述)

- ・感染を拡げない事と伝統を継承する事とを両立する対策を検討した結果。
- ・2020年度、2021年度はコロナ感染症のため中止。2022年度は密をさける対策を立て、実施。
- ・コロナ感染症のため中止。

【問3】 「一部実施した」際、どのように変更されたのかをお聞かせください。(自由記述)

- ・集団での作業を極力控える為、前年から持ち越せる作業は省く様にし、必要最小限度におさえた。
- ・宮入前のねりを中止。巡行神輿の数を減らした。

【問4】 現在でもコロナ禍の影響は残っていると思われますか。(令和5年10月現在)

- ア 非常に残っている(1) イ 残っている(1) ウ あまり残っていない(0)
 エ 全く残っていない(0) オ その他(1) (影響を残さぬようにコロナ感染症以前の作法等をことあるごとに営むように留意している。) *(件数)

【問5】 問4でア・イ・ウと記入した方におたずねします。どのような影響が残っていると感じておられますか。(自由記述)

- ・祭に対するご厚志の減少。
- ・活動が出来ていないので次世代への継承がうまく行えていない。高齢で活動できない人が増えた。

【問6】 どうすれば、コロナ禍の影響を軽減できると思われますか。(自由記述)

- ・原点回帰と人集めが重要。
- ・景気の回復。
- ・興味のある方を集い、育成する。

2 文化財の維持管理についてお聞かせください。

【問7】 用具類の状態についてお聞かせください。

- ア 良好で現在のところ修理は必要ない(1)
イ いずれは修理が必要になりそうな箇所がある(1)
ウ 修理が必要な箇所がある(0) エ その他(0)

【問 8】 用具類の修理についてお聞かせください。

- ア 日常的に行えている(1) イ 修理できていない(1)

【問 9】 問 8 でイと答えた方は、修理できていない理由についてお聞かせください。

- ア 財源がない(1) イ 技術がない(0) ウ 原材料がない(0) エ その他(0)

【問 10】 用具類を管理する保管施設についてお聞かせください。

- ア 問題はない(1) イ 老朽化している(0) ウ 防災機能が不足している(0)
エ 大規模災害に対応していない(0) オ その他(1) (個人宅で保管)

【問 11】 問 8 でイ、問 10 でイ・ウ・エと記入した方におたずねします。不安な部位や修理したい部位はどこですか。(自由記述)

- ・ 神輿の装飾品の修理。太鼓の張替。法被等衣装の新調。

【問 12】 文化財の維持管理や活動のための財源はありますか。

- ア 十分ある(0) イ 十分ではないがまかなえている(1) ウ 不足しているがまかなえている(1) エ 不足している(0) オ その他(0)

【問 13】 財源となるものについてお答えください。(複数回答可)

- ア 行政からの補助金(2) イ 団体等からの助成金(1) ウ 寄付金(1)
エ 団体構成員からの出資金(0) オ イベント等出演料(0) カ グッズ等の販売(0)
キ その他(0)

【問 14】 文化財を維持管理していくうえで心配なことや問題点などがありますか。(自由記述)

- ・ 少子化による子どもの乗子の減少。子供会解散等により神輿引き手の減少。

3 文化財の活用についてお聞かせください。

【問 15】 所有している文化財を多くの方に知っていただきたいですか。

- ア はい(2) イ いいえ(0) ウ どちらともいえない(0) エ その他(0)

【問 16】 活動する際の参加者はどのような方々ですか(複数回答可)

- ア 団体構成員(2) イ 団体構成員の家族(2) ウ 他の保存団体(0) エ 大学(0)
オ 企業(0) カ NPO(0) キ ボランティア(0) ク 地域住民(3)
ケ 太鼓サークル(0) コ その他(神社の氏子、保存会の構成員)

【問 17】 参加者は確保できていますか。

- ア 十分確保できている(0) イ 確保できている(1)
ウ あまり確保できていない(2) エ 不足している(0) オ その他(0)

【問 18】 今後、どのような方に参加してほしいとお考えですか。(複数回答可)

- ア 団体構成員(1) イ 団体構成員の家族(1) ウ 他の保存団体(1) エ 大学(1)
オ 企業(0) カ NPO(0) キ ボランティア(0) ク 地域住民(2)
ケ 太鼓サークル(0) コ 外部からは参加してほしくない(0) サ その他(1)(賛同者)

【問 19】 上記以外で、希望することや不安なことはありますか。(自由記述)

- ・地方の神社で催される祭事は宗教法人が催すものというよりは地域の伝統文化継承のものであると考えており、地域の皆様に正しい知識を(歴史、成り立ち等)を理解の上、継承すべき地域文化として理解・参加をうながしたい。そうした施策を行政も協力・後押ししていただけたらと考えている。
- ・活動に対する補助金だけでなく、用具等の新調や修理に対しても別途補助制度を考えてほしい。
- ・コロナ感染症での活動停止で小学校への講習会が出来ていません。これを復活させたいと思っていますので、教育委員会等のご協力をお願いします。

アンケート集計総括

■コロナ禍の影響について

コロナ禍における文化財への影響について、有形文化財では消毒等の感染症予防対策は実施していたものの、公開機会の減少・中止、寺社における参拝者等の減少を原因とした収入減があったとの回答が得られました。有形民俗文化財、無形民俗文化財では直接的な影響が大きく、行事の中止や縮小を余儀なくされていました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の影響については、有形文化財では、寺社において引き続き収入減少が見られ、有形民俗文化財、無形民俗文化財では、特に子供会の解散等による若年層の参加の減少に苦慮する団体が見受けられました。

コロナ禍の影響を軽減するために必要なことについて、時間の経過や社会情勢の変化との回答がある一方で、予防対策の継続・徹底、イベント開催再開の周知、文化財に関心のある人を集めて育成すること、学校での講習会の再開という回答も見られました。

■文化財の修理と災害対策について

修理については将来も含めて必要という回答が多く、防災対策は行っているが十分ではないと考える団体が多数を占めました。有形文化財、有形民俗文化財では、文化財そのものに加え、保管施設の修理などに言及する回答が見られました。無形民俗文化財では、太鼓や法被などの道具類を修理・新調したいという回答がありました。

火災・地震・台風などの災害に対する防災対策の意識が高かったほか、日々の掃除や手入れ、定期的な換気など、日常的な活動の中で保全に取り組んでいるとの回答もありました。

■文化財の維持管理について

維持管理のための財源については、「十分にある」と回答した所有者や保持団体はありませんでした。「十分ではないがまかなえている」、「不足しているがまかなえている」、「不足している」の回答がほぼ同じ割合になりましたが、その財源については、有形文化財では、所有者の収入との回答が多かったのに対して、民俗文化財では、補助金や寄付金からの収入との回答が多くありました。

次に、文化財の維持管理や活動に関わる人々については、大半が文化財の所有者・保持団体とその家族でした。今後、維持管理に関わってもらいたい人々については、有形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財はともに、所有者及びその家族に加えて、地域住民との回答が多くありました。

そして、今後の文化財の維持管理の問題点としては、有形文化財では老朽化と維持や修理にかかる費用、有形民俗文化財、無形民俗文化財では担い手の高齢化に伴う若年層の参加・育成、道具の修理や更新との回答があり、様々な問題を抱えていることがわかりました。

■文化財の活用と公開について

「所有・維持する文化財を多くの人に知っていただきたいか」については、希望するとの回答が多くありましたが、有形文化財では主に建築物について「どちらともいえない」という回答も一定数ありました。また有形文化財では公開についても質問したところ、「すでに公開している」という回答が最多で、「条件が整えば公開したい」と合わせ、公開に前向きな回答が多くを占めました。その一方で「公開したくない」という回答も少なからずありました。「条件が整えば公開したい」では、博物館などの条件の整った施設での展示、他の活動との両立、外部のみの公開、他の文化財を活かした展示など、様々な条件が意見として寄せられました。また「公開したくない」という理由としては、見学者による文化財の破損の恐れがあるなどの回答がありました。

現在公開している文化財については、事前予約制の見学、または見学ツアーやワークショップなどのイベント開催を通じての公開としているとの回答がありました。

■希望することや不安な事について

修理や防災対策活動を推進していくための補助や支援を求める回答が多く寄せられました。また、無形民俗文化財では、今まで市が行ってきた補助金とは別に、道具類の修理・新調への補助を求める回答がありました。

■まとめ

新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまで日常的に行われ続けていた文化財の維持・管理や活動に大きなダメージを与えました。こういった災害とも言える社会状況の変化は、これからも発生し得る可能性があり、文化財の保存等に影響を与えると考えられます。その点では、文化財への関心を高めることや継承を確かにしていくためにも、教育機関を通じた若年層並びにその保護者への働きかけは重要な視点だと思われます。

本市では現在、国や府の指定文化財、市の指定及び地域文化財については、要領を定めて補助金の交付の対象としていますが、国の登録文化財については補助する制度は設定していません。今後、登録文化財の所有者による維持が難しくなってくることが考えられるため、どのような支援ができるのか、今後も調査し検討していく必要があると考えられます。

無形民俗文化財については、その活動について市の補助制度を設けています。活動の中で使用する道具類の修理や新調については補助を活用しつつ日常の活動費用の中で賄っていただいていると思いますが、活動にはさまざまな費用負担もあることから、市による補助以外にどのような支援ができるか考えていく必要もあると考えられます。

今回のアンケート調査は、令和2年初頭から急速に拡大した新型コロナウイルス感染症によって、市内に所在する文化財がどのような影響を受けたのかを中心に、現在文化財の置かれている状況を把握するために行いました。コロナ禍を経験し、本市にとって初めてとも言える調査でしたが、各所有者からの回答により、文化財の置かれている状況の実態把握とともに以上のような一定の気づきが得られました。今後も社会経済状況は変化し続けていくため、機会を捉えた実態把握の必要があり、状況に応じて再調査を実施することで支援方策の検討につなげていきたいと考えます。

旧中西家住宅保存活用計画 概要版

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）について

旧中西家住宅の歴史・沿革

旧中西家住宅は、江戸時代に島下郡吉志部郷東村（現在の吹田市岸部中地区の北部）で大庄屋を勤めた家である。吉志部郷の鎮守社である吉志部神社で毎年秋に行われる「どんじ祭り」では当番を務めるなど、地域の催事にも大きな役割を果たしてきた。

中西家は、江戸時代に文化人の間で大いに流行した煎茶の趣味を持ち、多くの文人墨客と交流があった。旧中西家住宅には、数多くの煎茶道具や文人墨客ゆかりの遺品が残されている。敷地内には文政9年（1826）建立の主屋をはじめ、江戸時代の屋敷構えがよく残っており、建物と庭園が一体となって優れた風致を形成している。



計画の作成・文化財の名称等

計画作成（予定）年月日：令和6年3月31日

計画作成者：吹田市

計画期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

所在地：大阪府吹田市岸部中4丁目823-1他

国登録有形文化財（平成15年（2003）7月1日登録）

- ① 第2710237号 中西家住宅主屋 1棟
 - ② 第2710238号 中西家住宅長屋門 1棟
 - ③ 第2710239号 中西家住宅勘定部屋 1棟
 - ④ 第2710240号 中西家住宅内蔵 1棟
 - ⑤ 第2710241号 中西家住宅土蔵一 1棟
 - ⑥ 第2710242号 中西家住宅土蔵二 1棟
 - ⑦ 第2710243号 中西家住宅キザラ小屋 1棟
- 所有者：吹田市

吹田市指定有形文化財（平成18年（2006）5月23日指定）

吹田市指定有形文化財 中西家住宅 9棟
主屋（母屋・離れ座敷・玄関棟）、長屋門（長屋門・勝手門）、勘定部屋棟、内蔵、土蔵①、土蔵②、キザラ、井戸屋、納屋
附 木樫文政九戌三月十日 3挺、天保五年屋敷図、天保六年屋敷図、明治三拾三年屋敷図、1995年ツシニ階平面図、1996年設計図
所有者：吹田市

国登録記念物（名勝地関係）（平成25年（2013）8月1日登録）

旧中西氏庭園 3,261.19㎡
所有者：吹田市（一部中西氏）

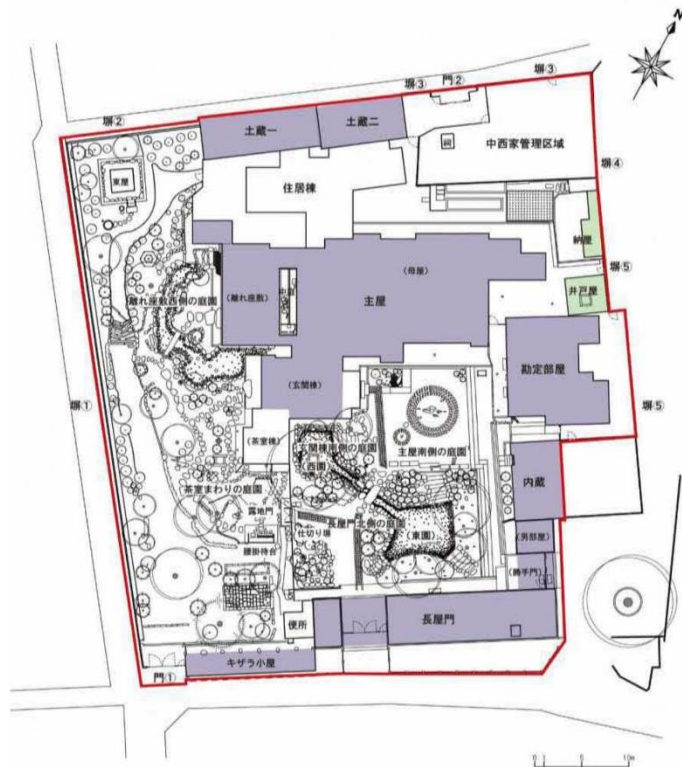
保存活用計画策定の目的

地域の歴史を物語る旧中西家住宅を、文化財としての価値を守りながら適切に保存継承・活用していく方針を定めることを目的とし、外部有識者の専門的な指導・助言を得るとともに、大阪府教育庁文化財保護課の指導を得て本計画を策定するものである。

旧中西家住宅保存活用計画 概要版

第1章 計画の概要

文化財の概要



【凡例】

- 国登録有形文化財建造物及び吹田市指定有形文化財
- 吹田市指定有形文化財
- 国登録記念物（名勝地関係）登録範囲

【国登録有形文化財・吹田市指定有形文化財】



主屋（母屋棟）



主屋（離れ座敷）



主屋（玄関棟）



長屋門



長屋門（勝手門）



内蔵



キザラ小屋



土蔵一・二

【吹田市指定有形文化財】



井戸屋



納屋

【国登録記念物（名勝地関係）】



長屋門北側の庭園（東園）



離れ座敷西側の庭園

旧中西家住宅の文化財的価値

- 江戸時代の大庄屋の屋敷構えがまともに残されていること
- 構造的特徴に江戸時代における新しい傾向がみられること
- 玄関棟・離れ座敷など、大庄屋としての格を表す建物群が残されていること
- 建物と庭園が一体となって優れた風致を形成していること
- 江戸時代の文人趣味を継承する庭園構成
- 掘り込み状の庭園に見られる特異な作庭手法

計画の基本方針

- 寄贈者の意向を尊重しながら、可能な限りで公開活用範囲を広げていく。
- 地域の歴史を知るうえで重要な文化財を後世まで適切に保存・継承していく。
- 旧中西家住宅の文化財価値を明らかにし、来訪者が旧中西家住宅のもつ歴史的な意義について理解を深められるような活用を図る。
- 吹田市の歴史や文化をよりよく伝える施設として活用を図る。
- 地域の方々の協力のもと、旧中西家住宅が地域の誇りとして長く大切に維持していけるような活用を図る。

文化財保護の経緯

- 平成15年7月1日 国登録有形文化財登録
- 平成18年5月23日 吹田市指定有形文化財指定
- 平成19年1月22日 土蔵や住宅棟を除く大部分の敷地と建物が吹田市に寄贈される
- 平成19年4月 旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）として一般公開開始
- 平成25年8月1日 国登録記念物（名勝地関係）登録
- 平成29年9月1日 土蔵一、二、住居棟、東屋などの建物と敷地（一部除く）及び美術工芸品、古文書類が吹田市に寄贈される

旧中西家住宅保存活用計画 概要版

第2章 建物の保存管理計画

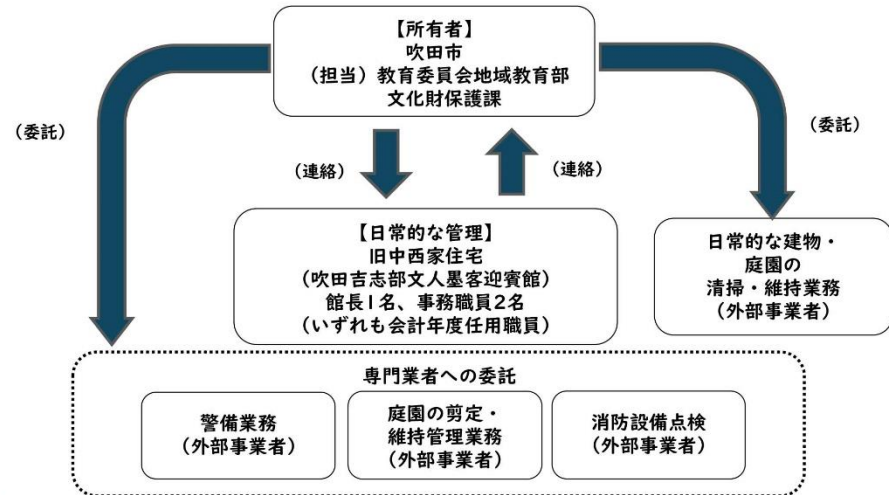
保護の方針

国登録有形文化財並びに吹田市指定有形文化財に登録・指定されている建物について、旧中西家住宅の明治期の改造時点の姿を基準として文化財的価値を整理し、建物の部分及び部位の保護の方針を定める。

建造物の修理方針

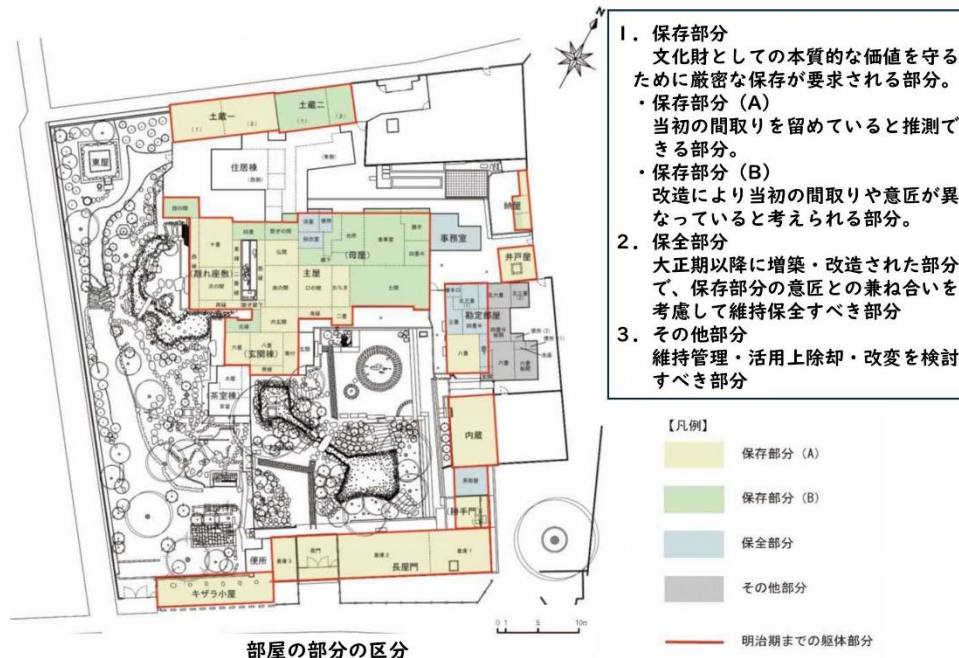
部位	部分	保存部分	保全部分	その他部分
基準 1		材料自体の保存を行う部位 (主要な構造に係る部材、当初からの部材等)		
基準 2		材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位		
基準 3			主たる形状及び色彩を保存する部位	
基準 4			意匠上の配慮が必要な部位	
基準 5				所有者の自由裁量に委ねられる部位

管理計画



修理計画

建造物	当面必要な措置	根本的な修理計画	耐震補強
主屋（母屋）	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え	—	必要
主屋（離れ座敷）	屋根瓦調査・破損瓦、スレート葺の取り替え	—	—
主屋（玄関棟）	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え	—	—
長屋門	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え 白蟻調査 詳細な破損状況調査	必要	—
勝手門	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え	—	—
勘定部屋	増築部分との取り合い部分を中心とした 詳細な破損状況調査	必要	必要
内蔵	屋根瓦調査・破損瓦の取り替え 白蟻調査 詳細な破損状況調査	必要	必要
キザラ小屋	建物の定期的な確認	—	必要
土蔵一	土蔵一西側の本瓦葺部分の瓦調査 破損瓦の取り替え	—	—
土蔵二	建物の定期的な確認	—	—
井戸屋	詳細な破損状況調査	必要	—
納屋	詳細な破損状況調査	必要	—

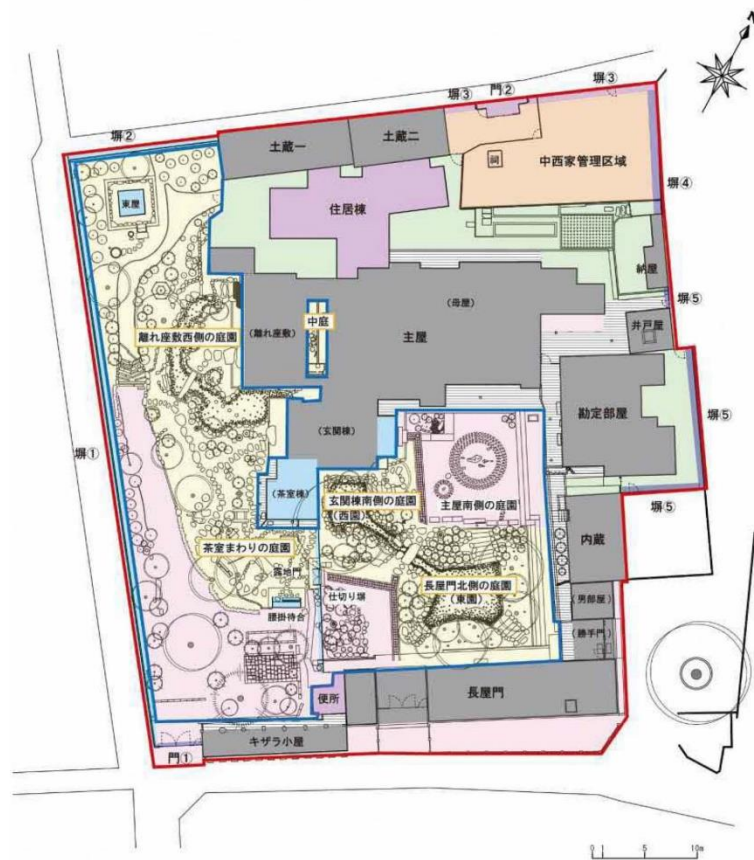


旧中西家住宅保存活用計画 概要版

第3章 庭園の保存管理計画

土地区分と保存・保全方針（一部は第2章に掲載）

42



【凡例（区域）】

- 保存区域
- 保全区域
- 整備区域
- その他（中西家管理区域）
- 国登録記念物（名勝地関係）登録範囲
- 庭園区域

【凡例（建造物・庭園）】

- 文化財建造物
- 保存建造物
- 保全建造物
- 存置建造物
- 軒下空間（建物の区分に準ずる）
- 主要庭園・呼称

【庭園】

1. 保存区域
現状を保存する区域。この区域内では、原則新たな造形や建造物等は設けない。ただし、安全上、活用上、土地の地質の変更が伴う場合は、当初の景観に配慮する。
2. 保全区域
保存区域に準じた区域で、現状の景観・環境を保全する区域。この区域内では、全体の景観に配慮した保全を行う。
旧中西氏庭園においては、活用に伴う整備を考慮することが出来る範囲とする。
3. 整備区域
文化財建造物の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域。旧中西家住宅では、今後バリアフリーに対応した多目的便所の整備を検討する。
4. その他
中西氏の管理する区域で、今後保存管理上の変更がある場合は中西氏と市との間で話し合いを行うものとする。



玄関棟南側の庭園・西園



長屋門北側の庭園・東園



主屋南側の庭園



離れ座敷西側の庭園



茶室回りの庭園

【庭園を構成する要素（建造物）】

1. 保存建造物
保存区域に所在する建造物で、文化財建造物に準じて保存を図るもの。
2. 保全建造物
保存建造物以外の建造物で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの。
3. 存置建造物
計画区域内における保存建造物、保全建造物以外の建造物。改変を行う際には、周囲の景観や環境と調和するように留意する。



玄関棟（式台玄関）



茶室棟（崑雨庵）



腰掛待合



露地門・仕切り堀



東屋（四阿）

庭園の保存管理の方向性

1. 我が国における共有の財産としてのその価値を適切に保存するための管理を行う。
2. 作庭意図や暮らしが表現されている空間・意匠を適切に保存するための管理を行う。

旧中西家住宅保存活用計画 概要版

第4章 防災計画

防火・防犯対策

- ・現在防火管理者を設置していないため、今後は設置を検討する。
- ・防火管理区域は、登録有形文化財及び市指定有形文化財建造物の防火のために配慮が必要とされる区域とし、第1章で定めた計画区域と同範囲とする。
- ・登録有形文化財及び市指定有形文化財建造物を防火対象建造物とし、区域内に立つ文化財建造物以外の建造物を近接建造物として設定する。
- ・予防措置として、
 - 1) 火気の管理
 - 2) 可燃物の管理
 - 3) 警備
 - 4) 安全対策
 - 5) 消火体制を定める。
- ・防火・防犯設備計画として、
 - 1) 火災警報設備
 - 2) 消火設備
 - 3) 避雷設備
 - 4) 防犯設備を定める。

耐震対策

建物名		階	安全限界時層間変形角 (rad.)	
			X方向	Y方向
主屋	母屋棟 (現況)	2階	1/539	1/228
		1階	1/16	1/14
	離れ座敷 (現況)	1階	1/30	1/36
	玄関棟 (現況)	1階	1/33	1/21
茶室棟 (現況)		1階	1/37	1/44
勘定部屋 (現況)		1階	1/28	1/18
長屋門 (現況)		1階	1/35	1/24
勝手門 (現況)		1階	1/27	1/55
キザラ小屋 (現況)		1階	1/127	1/13
内蔵 (現況)		2階	1/178	1/194
		1階	1/11	1/15
井戸屋 (現況)		1階	1/62	1/37
納屋 (現況)		1階	1/25	1/100
土蔵一 (現況)		2階	1/235	1/239
		1階	1/19	1/15
土蔵二 (現況)		2階	1/263	1/234
		1階	1/18	1/16

・左表は、令和2年度に耐震診断を実施した結果である。

注1) 各建物については、その建物全体としての計算結果である。

注2) は、耐震性能の目標値を下回っているため改善が必要。

注3) は、耐震要素の分布状態に大きな偏が見られるので改善が必要。

耐震診断の前提条件

・耐震性能評価は「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（（社）日本建築構造技術者協会関西支部 2011年改訂）」に準拠して、限界耐力計算法を採用した。

・耐震性能の目標値は「限界耐力計算」に定める安全限界に対応した地震力（極めて稀に発生する大地震：震度6強程度）に対して、層間変形角を1/15rad.以下と設定した。

・地震力は「大阪府 木造住宅の限界耐力計算による耐震診断・耐震改修に関する簡易計算マニュアル（2011年10月）」のJSCA関西作成の大阪府Gsマップで当敷地が該当するグリッドでのGs値(1.5)を用いた。

耐風対策

強風時に飛来の恐れのあるものについては、事前に補強したり固定するなど防止措置を講じるほか、瓦の状態を日常的にチェックし、修理しておく。

その他の災害対策

旧中西家住宅を地域の共同財産として近隣住民が認知し、災害発生時に関係者と協力して消火・避難等の活動に携わるための協力体制を構築できるよう検討していく。



旧中西家住宅保存活用計画 概要版

第5章 活用計画

活用の基本方針

コンセプト
「静」と「動」の活用、発信力と連携力強化で好循環を呼び

【活用の方針】

1. 「静」の公開〔展示ストーリー整備〕
予備知識がない来館者にも分かり易いように、時代背景、岸部周辺の歴史、旧中西家住宅の建物・庭園の全体的特長、大庄屋としての役割、文化面での活躍などをストーリー立てで紹介する。
2. 「動」の活用〔催し、プログラム〕
旧中西家住宅来訪のきっかけとなるように、煎茶の愛好家、大阪画壇の支援者であり、多くの作品を歴代の当主が収集したことをテーマに、催しを計画する。来訪動機となり易い、四季の変化にあわせた話題づくりを目指す。
3. 発信力の強化〔公开发信力の拡大〕
 - ・配布先リストを整備し、ニュースリリース（ポスター、リーフレット、催し案内）の定期的な送付による発信力の強化
 - ・WEBを活用し、広く届ける発信力の強化
4. 活動・連携力の強化〔活動連携力の拡大〕
 - ・市内学校・大学 + 吹田市立博物館による連携
 - ・3施設（旧中西家住宅、旧西尾家住宅、吹田歴史文化まちづくりセンター）による連携
5. 迎賓機能の強化
市長部局とも協議し、条例に基づく迎賓施設としての利用を拡大していく。

静の公開〔展示ストーリー整備〕※次頁に掲載

動の活用〔催し、プログラム〕

1. 春・秋の特別公開
従来の建物及び庭園の観覧を充実させる催しを継承する。
2. 大阪画壇の展示
大阪画壇の支援者としての中西家の特長を催しに活用し、特別公開に合わせて実施する。
住宅内の床間、違い棚を活用して、書画類、焼き物、軸物、調度品など、大阪画壇の作品を展示する。
3. 煎茶会の実施
煎茶会を定期的に設定する。
4. 伝統音楽の鑑賞
伝統的な日本文化に由来のある音楽を演奏。茶会など他の催しと併用して開催する。
箏、琵琶、雅楽、謡曲、囃子、小唄など
5. 四季の歳時記にあわせた催しの開催
日本の伝統的な年中行事を催しに活用する。
桃の節句、端午の節句、七夕、観月会、など

発信力の強化〔公开发信力の拡大〕

1. 配布先リストの整備、ニュースリリース（ポスター、リーフレット、催し案内）の定期的な送付による発信力の強化
 - ・記事掲載希望配布先リスト：電鉄系の広報誌、大手マスコミ、地元出版社
 - ・来館者開拓配布先リスト：大学、技術系専門学校、美術大学、地元小学校など
2. WEBを活用し、広く届ける発信力の強化
 - ・YouTubeチャンネルを活用した動画配信による発信力強化
 - ① 旧中西家の建築、庭園の美をテーマに広くアピールする本格的なレベルの動画公開
 - ② 四季の変化に合わせ、旧中西家住宅の運営上で撮影、公開する気軽なレベルの動画公開

活動・連携力の強化〔活動連携力の拡大〕

1. 小学校・中学校・高校、大学の各学層や各種団体との連携
 - ・小学校、吹田市立博物館との連携
校外学習で博物館に来館する小学生に、昔の暮らしを当時の建物の中で感じられる施設として、博物館の利用の後に旧中西家住宅の利用を案内する。
 - ・中学校、高校との連携
中学校：「総合的な学習の時間」において、歴史や伝統文化を素材とした学習の教材として、博物館や旧中西家住宅で情報収集を行うことを依頼する。
高校：文科系のクラブ活動（茶道部・華道部）の活動、作品発表の場として、利用を依頼する。
 - ・大学との連携
伝統建築・庭園、日本美術を研究する関西の大学を中心に、連携を模索する。
茶道部、華道部、書道部などの、文化系のサークルに対し、連携を模索する。
留学生が学ぶ国際交流プログラムの一環としての活用をめざして、連携を模索する。
 - ・各種団体との連携
建築、茶道、美術系の各種公益団体との連携を模索する。
2. 3施設（旧中西家住宅、旧西尾家住宅、吹田歴史文化まちづくりセンター）による連携
吹田市が管理する歴史的建造物の3施設において、各種催し（茶会、伝統音楽、歳時記、その他）の支援が可能な団体やグループを共有し、連携効果を高める。
広報用のチラシなどをまとめ、個性豊かな3施設があることをアピールする。

迎賓機能の強化

コロナ後の迎賓機能強化に向けて、過去の利用記録などをもとに、吹田市の各部署に活用を呼び掛けるなど、再度吹田市らしい迎賓の場として改めて認知してもらい、利活用を活性化させる取り組みを検討する。

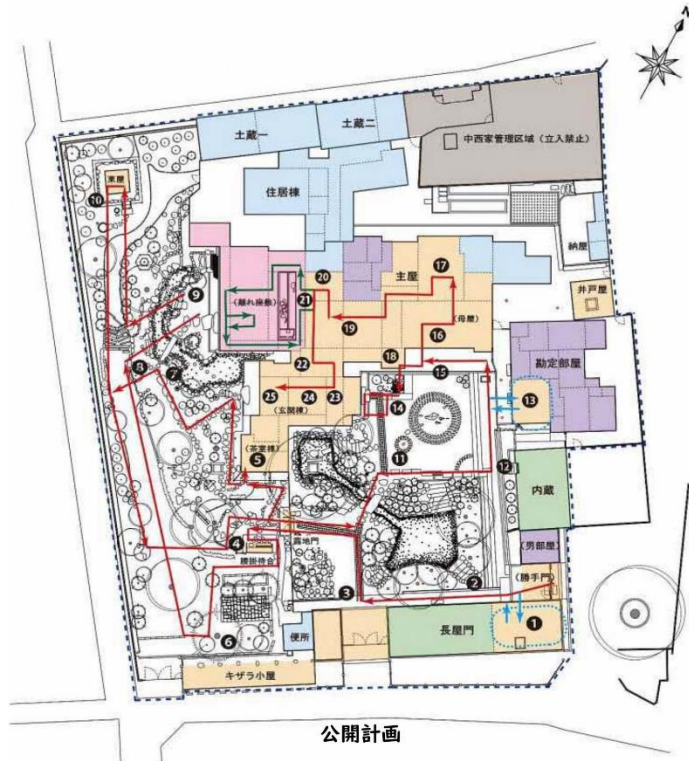
実施に向けての検討事項

1. 施設・設備整備に係る検討事項
 - ・長屋門のガイダンス施設をはじめとした全ての展示施設の整備
 - ・バリアフリー対応
 - ・幼児を伴う来館者への対応
 - ・多目的トイレの設置
2. 公開活用に係る検討事項
 - ・「静」の公開に相応しい監修者の検討
 - ・「動」の活用の連携、支援団体の検討
 - ・市内小学校の見学対応に係る受け入れ態勢の検討
 - ・無理なく実施できる3施設の広報活動の連携範囲を検討

旧中西家住宅保存活用計画 概要版

第5章 活用計画（続き）

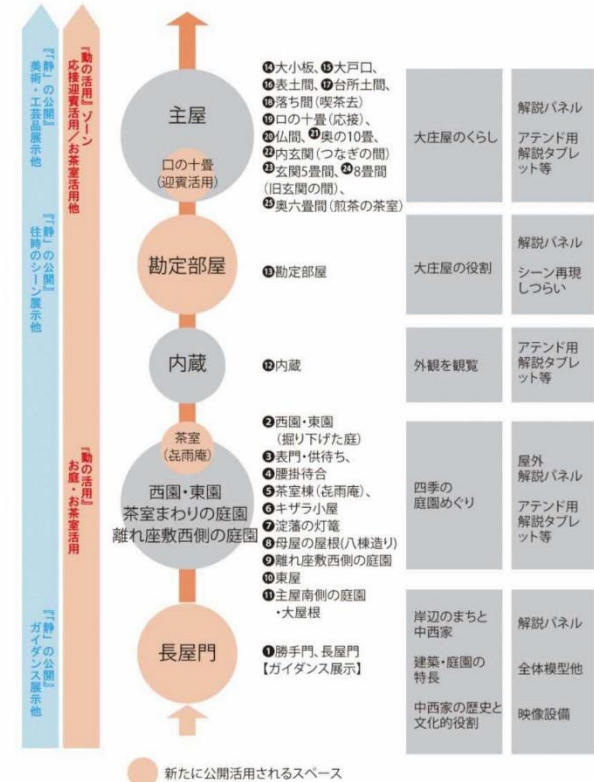
静の公開〔展示ストーリー整備〕



公開計画

1. 長屋門【ガイダンス展示】
内部の床、壁などの保存に配慮しつつ、映像システム機器やパネルや展示ケースなどの展示設備を整備する。
2. 庭園
公開計画にあたり、茶室（瓦雨庵）とあわせて庭園を楽しむコースの追加を検討する。
3. 勘定部屋【往時のシーン、資料を展示】
往時の様子をイメージしたシーン展示を中心に、大庄屋としての中西家の役割を多面的に展示公開する方向性で検討する。
4. 主屋【美術・工芸品展示他】
博物館、美術館の展示ではできない特徴として、現状の展示方針のまま、当時の生活様式の中で感じる美意識を体験させる展示とする。

- 【凡例】
- 計画区域
 - 通常公開範囲（内部、外部の公開）
 - 通常公開範囲（外部のみの公開）
 - 特別公開範囲
 - バックヤード
 - 積極的整備範囲
 - 立入禁止区域
 - 通常公開ルート
 - 特別公開ルート
 - 新たに追加を検討しているルート



第6章 保護にかかる諸手続き

文化財保護法及び関係法令、市条例に基づき、本建物の保存活用に必要となる諸手続きについて掲載する。
手続きに当たっては、大阪府教育庁を通して文化庁に届け出る。本章の定めにおいて明確でない行為については、その都度文化庁及び大阪府教育庁と協議を行う。

登録有形文化財・登録記念物の保護に係る諸手続き

【関係する法令】

- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）
- ・登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）

吹田市指定有形文化財に係る諸手続き

【関係する法令】

- ・吹田市文化財保護条例（平成9年3月31日条例第8号）
- ・吹田市文化財保護条例施行規則（平成9年9月29日教育委員会規則第7号）

重文 旧西尾家住宅の保存修理事業について

1 旧西尾家住宅の概要

伝統的な民家形式を発展させた大規模な主屋をはじめ、近代的で瀟洒な意匠になる離れや茶室などが建ち並び、また、附属屋も含めて屋敷全体の構成を完存している点に高い価値が認められ、主屋ほか6棟及び宅地（敷地内の納屋、外堀、内堀、庭門、四腰掛、石灯籠、防火水槽、温室基礎部を含む）が、平成21年12月8日付けで重要文化財に指定されました。また、平成25年8月1日付けで、敷地全体が旧西尾氏庭園として国登録記念物（名勝地関係）となりました。

所有者は国（文部科学省）で、文化財保護法第172条第1項の規定に基づく重要文化財を管理すべき地方公共団体として本市が指定されています。

なお、平成17年10月から旧西尾家住宅（吹田文化創造交流館）として一般公開を行っています。

2 近年の主な保存活用取組状況等

平成28年度(2016年度)	耐震基礎診断の実施【国庫補助事業】
平成29年度(2017年度)	
平成30年度(2018年度)	大阪北部地震、台風21号による被害 →休館し、応急修繕を実施（令和元年11月から公開を再開）
令和元年度(2019年度)	内堀・外堀が宅地の書上物件として追加指定
令和2年度(2020年度)～	重文 旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理事業を実施【国庫補助事業】

3 保存修理事業の概要

（1）緊急性の高い外堀（鉄筋コンクリート堀）の保存修理工事（令和2年度～令和3年度（※実施済））

基礎増設、ひび割れ補修、劣化部分の躯体修理、石積の部分修理・積み直し、鋼材による補強を実施。

（2）Ⅰ期工事（令和4年度～令和8年度）

主屋、米蔵、納屋（米蔵北）、納屋（北東）、外堀（旧蔵納屋外壁）の計5棟の保存修理工事。

令和4年度は素屋根の建設及び納屋・外堀の解体等、令和5年度は主屋の屋根・壁・床等の解体や米蔵のジャッキアップ及び腐朽箇所修繕等を実施。令和6年度には主屋のジャッキアップを予定。

（3）Ⅱ期工事（令和9年度～令和11年度）

積翠庵、離れ西棟、離れ東棟、戌亥土蔵、戌亥角土蔵、納屋（南東）、外堀（南）、外堀（戌亥土蔵・戌亥角土蔵間）、外堀（北西）、内堀（主屋・積翠庵境）、内堀（主屋・離れ境）、四腰掛、庭門の計13棟の保存修理工事を実施予定。

4 課題等

- ・保存修理工事における度重なる計画変更及びそれに伴うコスト増
- ・保存修理工事の進捗に合わせた防災、公開活用工事の実施

遺跡地図等のデータ管理及びWEB公開について

1 概要

- (1) 現在、紙媒体で個別に管理している遺跡地図（埋蔵文化財包蔵地）情報と埋蔵文化財等業務情報を、電子データで一括管理します。
- (2) 現在、窓口の閲覧のみとなっている遺跡地図情報を PDF 化してホームページで公開します。

2 導入目的・効果

- (1) 市民等サービスの向上
市民や事業者が来館することなく、パソコンやスマートフォン・タブレット端末から時間や場所を制限されずに遺跡地図の確認が可能となります。
- (2) 行政手続の簡素化・業務量の削減
文化財保護課に問い合わせることなく公開された遺跡地図を確認できるため、現行の FAX・窓口のみで受付している照会業務（年間 1,600 件程度）について、明らかに遺跡範囲外であり、遺跡地図の閲覧のみで遺跡範囲外であることを確認できるものについては問合せ件数が減少すると見込まれます。
- (3) 業務改善
遺跡地図上から過去の照会等情報を一括検索できるため、人の手で紙帳簿を探す状況に比べ、見落としや煩雑さの解消・トラブル防止・リスク軽減を見込むことができます。また、照会等情報をデータ管理することで、帳票に対する重複した情報入力が不要となり事務負担の軽減につながります。

3 スケジュール

現在システム構築中であり、令和 6 年 3 月下旬に運用開始予定です。

文化財保護事業について（平成 27 年度～令和 4 年度）

1 埋蔵文化財調査

年度	発掘調査		試掘調査		立会	
平成 27 年度	11 遺跡	25 件 (457.2 m ²)	10 遺跡	10 件 (75.0 m ²)	36 遺跡	123 件
平成 28 年度	11 遺跡	23 件 (1136.3 m ²)	5 遺跡	8 件 (39.4 m ²)	35 遺跡	138 件
平成 29 年度	13 遺跡	25 件 (5056.4 m ²)	3 遺跡	3 件 (27.9 m ²)	13 遺跡	86 件
平成 30 年度	13 遺跡	32 件 (1301.3 m ²)	0 遺跡	0 件	18 遺跡	64 件
令和元年度	13 遺跡	25 件 (2744.7 m ²)	1 遺跡	1 件 (4.7 m ²)	18 遺跡	67 件
令和 2 年度	14 遺跡	23 件 (2105.1 m ²)	3 遺跡	5 件 (50.5 m ²)	21 遺跡	47 件
令和 3 年度	11 遺跡	30 件 (2287.5 m ²)	2 遺跡	3 件 (26.7 m ²)	25 遺跡	74 件
令和 4 年度	13 遺跡	21 件 (168.8 m ²)	6 遺跡	7 件 (117.2 m ²)	26 遺跡	89 件

○主な発掘調査

年度	遺跡名	回数等	場所	期 間
平成 27 年度	吹田操車場遺跡	市民病院 移転建替	岸部新町	平成 26 年 10 月 1 日～27 年 4 月 30 日
	吹田操車場遺跡	ビル建設	岸部新町	平成 27 年 8 月 3 日～28 年 3 月 23 日
	垂水南遺跡	第 60 次	垂水町 3	平成 27 年 6 月 4 日～6 月 29 日
平成 28 年度	浜の堂遺跡	第 1 次	元町	平成 28 年 8 月 2 日～8 月 17 日
	垂水南遺跡	第 61 次	垂水町 3	平成 29 年 1 月 30 日～2 月 24 日
平成 29 年度	吹田操車場遺跡	健都ライ ブラリー 整備	岸部新町	平成 29 年 7 月 3 日～10 月 31 日 令和元年 5 月 9 日～5 月 23 日
	吹田操車場遺跡	高齢者向 住宅整備	岸部新町	平成 29 年 10 月 2 日～12 月 28 日
	都呂須遺跡	第 10 次	内本町 2	平成 29 年 8 月 29 日～10 月 27 日
	都呂須遺跡	第 11 次	内本町 2	平成 29 年 11 月 9 日～12 月 7 日
平成 30 年度	垂水南遺跡	第 62 次	垂水町 3	平成 30 年 3 月 12 日～4 月 13 日
	蔵人遺跡	第 24 次	江坂町 2	平成 30 年 7 月 25 日～8 月 23 日
	北泉遺跡	第 2 次	泉町 5	平成 30 年 10 月 29 日～11 月 12 日
	吹田操車場遺跡	第 7 次	岸部中 1	平成 31 年 3 月 18 日～3 月 27 日
令和元年度	蔵人遺跡	第 25 次	豊津町	平成 31 年 2 月 12 日～3 月 5 日、 4 月 25 日～7 月 23 日
	垂水南遺跡	第 63 次	垂水町 3	令和 2 年 2 月 25 日～3 月 31 日
令和 2 年度	吹田操車場遺跡	第 9 次	岸部中 1	令和 2 年 1 月 14 日～5 月 15 日
令和 3 年度	垂水南遺跡	第 64 次	垂水町 3	令和 3 年 9 月 13 日～11 月 30 日
	垂水南遺跡	第 65 次	垂水町 3	令和 3 年 12 月 9 日～12 月 23 日

(令和3年度)	宮之前遺跡B地点	第1次	内本町3	令和4年1月11日～2月17日
	浜の堂遺跡	第2次	元町	令和4年2月9～2月25日
	高城B遺跡	第5次	高浜町	令和4年2月9日～3月16日
令和4年度				
令和5年度	都呂須遺跡B地点	第7次	内本町2	令和5年11月14日～20日
	吹田須恵器窯跡 No. 14・No. 15	第1次	原町2	令和5年11月6日～12月13日

2 文化財調査

年度	建築			美術 工芸	その他	調査対象
	寺社	古民家	その他			
平成27年度	3件	3件	—	1件	—	弘誓寺太鼓楼、泉殿宮社殿、小女郎稲荷、古民家（片山町3、千里山西5、上山手町）、旧西尾家住宅美術資料
平成28年度	—	2件	—	—	—	古民家（佐井寺1、内本町2）
平成29年度	—	—	—	1件	1件	旧西尾家住宅美術資料、 阪急電車千里線神崎川橋梁
平成30年度	—	—	—	—	1件	阪急電車千里線鴨沢橋梁
令和元年度	—	—	—	—	1件	阪急電車千里線鴨沢橋梁
令和2年度	—	—	—	—	—	
令和3年度	—	1件	—	—	—	古民家（内本町3）
令和4年度	1件	—	—	—	1件	光源寺本堂、あさひ橋柱
令和5年度						

3 文化財保存事業（補助金の交付）

（1）市指定有形文化財・市指定有形民俗文化財

平成27年度	六地藏地車	市指定有形民俗文化財	車輪・車軸等の修繕
	神境町地車	市指定有形民俗文化財	車輪の修繕
平成28年度	川面町地車	市指定有形民俗文化財	保管庫の改修
平成29年度	六地藏地車	市指定有形民俗文化財	屋根、彫刻・装飾金具等の修理
平成30年度	山田伊射奈岐神社本殿	府指定有形文化財	自動火災報知機等設置工事
	蔵人稲荷神社本殿	市指定有形文化財	大阪北部地震による被害復旧
	金田町地車	市指定有形民俗文化財	地車の修繕
	西奥町地車	市指定有形民俗文化財	太鼓の張替
	江坂素戔鳴尊神社太鼓御輿	市地域有形民俗文化財	太鼓の張替
令和元年度	紫雲寺本堂内陣鳥獣図	府指定有形文化財	自動火災報知機等設置工事
	江坂素戔鳴尊神社本殿	市指定有形文化財	自動火災報知機等設置工事
令和2年度	都呂須地車	市指定有形民俗文化財	コマ（車輪）の取換

(2)市指定無形民俗文化財・市地域無形民俗文化財

○無形文化財、無形民俗文化財

- ・平成 27 年度～令和 4 年度：吉志部神社のどんじ（市指定無形民俗文化財）
泉殿宮神楽獅子（市登録無形民俗文化財）
山田伊射奈岐神社太鼓神輿（市登録無形民俗文化財）
- ・平成 27 年度～令和 3 年度：江坂素盞鳴尊神社太鼓御輿神事（市登録無形民俗文化財）
- ・平成 27 年度～令和 2 年度：権六おどり（市登録無形民俗文化財）

4 文化財の管理・啓発

(1)文化財説明板設置等

年度	設 置	修 繕
平成 27 年度	(無し)	(無し)
平成 28 年度	新芦屋古墳（新芦屋上 新芦屋中央公園）	山田三つ辻道標（山田東 4）
平成 29 年度	佐井寺伊射奈岐神社社号標石（佐井寺 1）	小路道標（岸部北 2）
平成 30 年度	蔵人稲荷神社本殿（豊津町）	糸田橋石柱（阪急豊津駅前）
令和元年度	江坂素盞鳴尊神社本殿（江坂町 3）	神境町地車（南高浜町）
令和 2 年度	山本家住宅登録銘板（佐井寺 2）	都呂須地車（内本町 2）
令和 3 年度	吉志部古墳（岸部北 4）	六地藏道標（南高浜町）
令和 4 年度	吹田操車場遺跡でみつかった古代の建物跡～吹田市立健都ライブラリー建設に伴う発掘調査～（岸部新町）	七尾瓦窯跡（岸部北 5）

(2)刊行物

年度	書 名	部数
平成 27 年度	平成 27 年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
	五反島遺跡発掘調査報告書－吹田市南吹田下水処理場雨水滞水池設置工事に伴う発掘調査－	300 部
平成 28 年度	平成 28 年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
	弘誓寺太鼓楼建築調査報告書	300 部
平成 29 年度	平成 29 年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
	垂水南遺跡発掘調査報告書Ⅲ－垂水南遺跡第 58 次発掘調査－	300 部
平成 30 年度	平成 30 年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
令和元年度	令和元年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
	垂水南遺跡発掘調査報告書Ⅳ－垂水南遺跡第 59 次・第 60 次発掘調査－	300 部
令和 2 年度	令和 2 年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
	「榎坂遺跡発掘調査報告書Ⅰ－榎坂遺跡第 6 次発掘調査－遺構編」	300 部
令和 3 年度	令和 3 年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
	「榎坂遺跡発掘調査報告書Ⅰ－榎坂遺跡第 6 次発掘調査－遺物編」	300 部
令和 4 年度	令和 4 年度埋蔵文化財緊急発掘調査概報	300 部
	都呂須遺跡発掘調査報告書Ⅰ－都呂須遺跡第 10 次・第 11 次発掘調査－	300 部